

八 尾 市

清 掃 事 業

R 7

<令和6年度実績>



八尾市 環境部

令和7年度 八尾市清掃事業 目次

	ページ
[総括]	
1 八尾市の概況	1
2 清掃事業の沿革	1
3 循環型社会推進課・環境事業課・環境施設課 事務分掌	11
4 職員数（清掃事業関係）	13
5 八尾市清掃事業関係（ごみ・し尿担当）機構の変遷	14
6 決算（清掃事業関係）	20
[ごみ処理事業等]	ページ
1 分別収集とリサイクルのながれ	24
2 ごみ処理	25
(1) 可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶	25
容器包装プラスチック、ペットボトル、	25
資源物、複雑ごみ、埋立ごみ収集	25
分別ごみ地域別地図	27
(2) 粗大ごみ・リサイクル家電・臨時ごみ	28
(3) 令和6年度 月別 収集量・処理量	29
(4) 年度別 収集量・処理量	30
(5) 令和6年度 月別 焼却工場搬入量	31
(6) 年度別 焼却工場搬入量	32
(7) 年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量	33
(8) 資源化处理	35
(9) 有価物集団回収	37
(10) 不法投棄収集	39
(11) 犬猫等の死体の処理	39
(12) 組成分析調査結果	40
3 処理施設	44
(1) 焼却施設	44
(2) 中間処理施設	45
(3) 最終処分施設	46
4 車両	47
5 ごみ減量・リサイクル啓発事業	48
(1) 8種分別・指定袋制	48
(2) 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度	50
(3) 家庭用生ごみ処理機購入あっせん	50
6 あき地の適正管理指導業務	51
(1) 令和6年度 あき地の指導状況	51
(2) 令和6年度 草刈り機貸し出し状況	51
7 防疫業務	51
8 環境教育	52

	ページ
[し尿処理事業等]	
1 し尿処理	53
(1) 汲取・浄化槽・下水道の人口推計	53
(2) 浄化槽汚泥の処理	53
(3) 公衆便所の管理	53
(4) し尿収集運搬業務	54
2 衛生処理場	55
(1) 施設の概要	55
(2) 年度別 汲取りし尿・浄化槽汚泥搬入量	56
3 斎場及び市立墓地	57
(1) 斎場	57
(2) 令和6年度 火葬等件数	57
(3) 市立墓地	58
(4) 納骨堂	59

総括

1 八尾市の概況

本市は、信貴、生駒の山なみに連なる高安山とその麓に広がる広大な河内平野を有し、大都市の近隣としては、稀な自然環境に恵まれたまちであり、昭和23年の市制施行以来、住宅と産業をあわせもつ都市として発展しながら現在に至っている。平成13年4月1日に特例市、平成30年4月1日に中核市になった。

市域面積は、41.72k㎡、人口は、260,074人、世帯数は、128,254世帯である（令和6年3月31日現在）。

本市の農業について、農家戸数や経営耕地面積は、減少傾向を示しているが、野菜類、花き・花木、植木類等は、本市の特産品として評価が高い。

工業については、金属・機械・プラスチック・電気機械器具製造等を中心とした中小企業が多い。

商業については、近鉄八尾駅周辺における商業施設を中心とした販売・サービス業の集積、大型スーパーマーケットや専門店、コンビニエンスストア等の進出が目立ってきている。

2 清掃事業の沿革

昭和23年4月	八尾市制施行(南河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郡村が合併)。 ごみの処理は、自家処理(農家)や個人業者の収集、運搬及び埋立地投棄がおこなわれていた。 し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。
昭和23年11月	「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。 ごみの週1回収集 手数料 月額 20円 衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。
昭和24年3月	「八尾市墓地使用条例」を制定。
昭和25年5月	「八尾市火葬場使用料条例」を制定。
昭和29年4月	「清掃法」公布。 「八尾市清掃条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を制定。 ごみ処理の手数料を変更。 収集手数料 月額 30円 肩引き車を廃止。
昭和29年11月	し尿処理の手数料を定め、汲取業者に6業者を許可。 し尿汲取手数料(一般家庭) 便槽1個につき 3人以下の世帯 月額 40円 4人以上の世帯 月額 50円 特殊手数料 36リットルにつき 10円 (官公庁、会社商店、寄宿舎、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他)
昭和30年2月	河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。
昭和30年4月	中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。

昭和 32 年 4 月	<p>南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通手数料 <ul style="list-style-type: none"> 3 人以下の世帯 月額 50 円 5 人以下の世帯 月額 70 円 6 人以上 1 人増すごとに 10 円 2 特殊手数料 18 リットルにつき 10 円
昭和 32 年 4 月	<p>ごみ処理の手数料を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般家庭 4 人まで 月額 40 円 5 人以上 月額 50 円
昭和 36 年 4 月	<p>「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。</p>
昭和 36 年 9 月	<p>八尾市清掃協同組合設立。</p>
昭和 37 年 4 月	<p>「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通手数料 <ul style="list-style-type: none"> 3 人以下の世帯 1 回につき 70 円 4 人以上 1 人増すごとに 20 円 2 特殊手数料 18 リットルにつき 15 円
昭和 37 年 5 月	<p>「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。</p>
昭和 37 年 6 月	<p>衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 90 キロリットル/日</p>
昭和 38 年 8 月	<p>清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。</p>
昭和 39 年 4 月	<p>松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。</p>
昭和 39 年 6 月	<p>「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。</p>
昭和 39 年 8 月	<p>「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。</p>
昭和 39 年 10 月	<p>「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。</p>
昭和 40 年 4 月	<p>山城町一丁目他 2 地区 600 世帯をモデル地区に指定し、ごみの週 2 回収集を試行。 機材整備 5 ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。</p>
昭和 41 年 4 月	<p>不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。</p>
昭和 41 年 5 月	<p>大阪市清掃局八尾工場(焼却工場)が完成、9 月より稼動。 基準能力 450t/24 時間</p>
昭和 41 年 6 月	<p>衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 135 キロリットル/日</p>
昭和 41 年 7 月	<p>大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。</p>
昭和 41 年 9 月	<p>ごみの週 2 回収集のモデル地区を拡大(3,000 世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。</p>

昭和 42 年 4 月	死獣処理専用車を購入。
昭和 42 年 5 月	小型バキューム車(500 リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。 八尾市清掃協同組合保有台数 1.8 キロリットル積載車 24 台 0.5 キロリットル積載車 1 台 計 25 台
昭和 43 年 3 月	「八尾市火葬場条例」を全部改正。
昭和 43 年 4 月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3 人以下の世帯 1 回につき 100 円 6 人以下の世帯 1 回につき 150 円 7 人以上の世帯 1 回につき 200 円 2 特殊手数料 18 リットルにつき 25 円 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 180 リットルにつき 20 円
昭和 43 年 10 月	ごみの週 2 回定曜日収集を全市域で実施。 高美町五丁目に清掃庁舎が完成。
昭和 45 年 1 月	衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。
昭和 45 年 3 月	衛生処理場第二工場が完成。 130 キロリットル/日 衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265 キロリットル/日
昭和 45 年 4 月	一般家庭のごみ手数料を無料化。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 2,500 円
昭和 45 年 12 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。
昭和 47 年 3 月	「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を制定。
昭和 47 年 4 月	ごみ処理の手数料を変更。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 4,500 円 臨時収集 1t につき 4,000 円
昭和 47 年 5 月	粗大ごみの月 1 回定曜日収集を開始。
昭和 47 年 12 月	清掃庁舎を増築。
昭和 48 年 2 月	清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。
昭和 48 年 7 月	廃棄物破碎工場が完成。 処理能力 100t/5 時間
昭和 48 年 10 月	衛生処理場両工場を増改築。 処理能力 380 キロリットル/日
昭和 48 年 11 月	清掃改善対策室を設置。

昭和 49 年 4 月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200 円 人頭割 1 人 1 回 50 円 2 従量制 18 リットル 80 円
昭和 50 年 4 月	ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000 円
昭和 50 年 6 月	「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。
昭和 50 年 7 月	保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。
昭和 50 年 8 月	財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。
昭和 51 年 2 月	八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。
昭和 51 年 3 月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。
昭和 51 年 4 月	衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8 キロリットル 500 円
昭和 51 年 8 月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。
昭和 54 年 5 月	廃棄物処理施設対策室を設置。
昭和 54 年 10 月	ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週 2 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 300 円 週 3 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,000 円 週 4 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,500 円 週 5 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 2,500 円 週 6 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 3,000 円
昭和 55 年 1 月	市内の一部(長池地区福祉委員会傘下 25 町会 3,100 世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり 2 円)を試行。
昭和 55 年 4 月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300 円 人頭割 1 人 1 回 150 円 2 従量制 18 リットル 120 円
昭和 55 年 7 月	市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり 2 円)を実施。
昭和 58 年 5 月	「浄化槽法」公布。
昭和 59 年 2 月	不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。処理能力 30t/5 時間 廃棄物破碎工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。
昭和 61 年 4 月	生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。
昭和 62 年 4 月	有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 3 円に改正。
平成 元年 4 月	有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 4 円に改正。

平成元年12月	衛生処理場更新検討委員会を設置。
平成3年4月	「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。
平成4年4月	市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。
平成4年10月	ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 600円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,000円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 6,000円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量1tにつき 6,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1tにつき 4,000円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1匹につき 2,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1匹につき 1,000円 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400円 人頭割 1人1回 200円 2 従量制 18リットル 160円
平成5年3月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定。
平成5年4月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を制定。
平成5年6月	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。
平成5年11月	「環境基本法」公布。
平成6年10月	美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯)をモデル地区とし、ごみの5種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。
平成7年3月	大阪市環境事業局八尾工場の新工場が完成、翌日より稼動。 基準能力 600t/24時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275キロリットル/日
平成7年6月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。
平成8年3月	一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733㎡ 埋立地面積 12,300㎡ 全体容量 70,000m ³
平成8年4月	ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。

平成 8 年 10 月	<p>ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を全市民協力のもとに実施。</p> <p>事業用ごみ手数料</p> <p>ア 基本手数料</p> <p>可燃収集 1 回 1 袋につき 100 円</p> <p>可燃以外の収集 1 回 1 袋につき 60 円</p> <p>イ 特別手数料</p> <p>可燃収集が週 3 回のとき 1 袋につき月額 1,000 円</p> <p>可燃収集が週 6 回のとき 1 袋につき月額 4,000 円</p> <p>週 2 回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週 3 回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。</p> <p>生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施。</p>
平成 9 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」一部施行。</p> <p>有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。</p> <p>環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。</p>
平成 9 年 9 月	<p>一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。</p>
平成 9 年 10 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。</p>
平成 9 年 11 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。</p>
平成 10 年 6 月	<p>「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。</p>
平成 10 年 10 月	<p>清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。</p> <p>有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。</p> <p>大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア '98 大阪 in やお」を総合体育館(ウイング)にて開催。</p>
平成 11 年 5 月	<p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池(二次電池)の回収を実施。</p>
平成 11 年 10 月	<p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店(ごみ減量とリサイクルに取り組むお店)認定制度を実施。</p>
平成 12 年 2 月	<p>「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。</p>
平成 12 年 3 月	<p>八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。</p>
平成 12 年 4 月	<p>「容器包装リサイクル法」完全施行。</p> <p>環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。</p> <p>家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。</p>
平成 12 年 6 月	<p>「循環型社会形成推進基本法」公布。</p>
平成 13 年 4 月	<p>「家電リサイクル法」施行。</p> <p>粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。</p> <p>事業用以外のごみ手数料</p> <p>臨時手数料(特定家庭用機器廃棄物を除く)</p> <p>積載量 1t につき 6,000 円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料</p> <p>1 個につき 2,500 円</p>

平成 13 年 9 月	「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。
平成 13 年 10 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。
平成 13 年 11 月	八尾市立斎場が完成。翌年 2 月より供用開始。
平成 13 年 12 月	「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。
平成 14 年 2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」答申。
平成 14 年 12 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成 15 年 6 月	「八尾市墓地条例」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。
平成 15 年 9 月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定。
平成 16 年 6 月	「八尾市納骨堂条例」を制定（施行日は平成 17 年 1 月）。
平成 16 年 12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。
平成 17 年 1 月	「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。 八尾市立納骨堂が完成、供用開始。
平成 17 年 9 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。
平成 18 年 6 月	事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度の運用を開始。
平成 19 年 2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成 19 年 5 月	八尾市廃棄物処理センター建替工事に着工。
平成 20 年 4 月	環境部と市民産業部を統合し、経済環境部として再編。
平成 20 年 6 月	八尾市立リサイクルセンターの試験運転開始。
平成 20 年 9 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について答申。
平成 20 年 10 月	西山本地区（西山本地区 20 町会約 2,600 世帯）をモデル地区とし、ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を試行。
平成 20 年 12 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を制定（施行日は平成 21 年 5 月）。
平成 21 年 3 月	八尾市立リサイクルセンターの竣工。
平成 21 年 4 月	「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。
平成 21 年 5 月	八尾市立リサイクルセンター学習プラザのオープン。
平成 21 年 10 月	ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を全市域にて実施。
平成 22 年 2 月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を制定。

平成 22 年 10 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。 指定袋の配付枚数(容器包装プラスチック)を変更(3人以上の世帯に12枚追加配付) 指定袋(ペットボトル)の容量を変更(35リットル→45リットル) 指定袋(可燃(燃やす)ごみ)に広告を掲載。
平成 23 年 4 月	事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度の一部見直しによる、食品リサイクルに関する運用を開始。
平成 23 年 10 月	指定袋(資源物)にアルミ缶等の抜き取り防止の啓発文を掲載。
平成 23 年 12 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について答申。
平成 24 年 3 月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」を制定(施行日は平成24年4月)。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則」を制定(施行日は平成24年4月)。
平成 24 年 4 月	容器包装プラスチックの週一回収集の開始。 埋立ごみの収集曜日を3カ月に1回から第5水曜日に変更。
平成 24 年 5 月	八尾市立衛生処理場下水道放流開始(処理水の排水先を河川から下水道に変更)。
平成 24 年 8 月	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」公布。 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみの有料制の導入」について諮問。 大阪市、松原市とごみ処理広域化大阪ブロック会議における協議開始。
平成 24 年 10 月	指定袋(複雑ごみ)に抜き取り防止の啓発文を掲載。
平成 24 年 12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成25年10月)。
平成 25 年 3 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成25年3月)。 新たなごみの処理体制についての基本合意書を大阪市、松原市と締結。 (仮称)大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会の設置。
平成 25 年 4 月	八尾市立リサイクルセンター学習プラザに指定管理者制度を導入。
平成 25 年 7 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成25年10月)。
平成 25 年 10 月	粗大ごみ有料化の実施。 1点につき400円。3辺(高さ・幅・奥行き)の長さの合計が3mを超える場合は1点につき800円。 各種手数料の変更。 臨時ごみ(積載量1tにつき6,000円→2t車1台につき20,000円) 家庭系の持込ごみ(複雑ごみ・粗大ごみ等 10kgにつき40円→10kgにつき200円) (可燃(燃やす)ごみ・埋立ごみ 10kgにつき40円→10kgにつき100円) 飼養する動物の死体 引き取りの場合(1体につき2,000円→1体につき3,000円) 持ち込みの場合(1体につき1,000円→1体につき2,000円)
平成 26 年 8 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「家庭ごみの有料制の導入」について答申。
平成 26 年 11 月	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立(事業開始は平成27年4月)。
平成 27 年 3 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成27年4月) 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成27年4月)
平成 27 年 12 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成28年4月)。 休館日を水曜日から月曜日に変更。

平成 28 年 10 月	8 種分別・指定袋制における新指定袋制度を全市域にて実施。
平成 28 年 12 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 利用料金を変更。 「八尾市斎場条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 「八尾市斎場条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 斎場使用料を変更。 「八尾市納骨堂条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 納骨堂使用料を変更。
平成 29 年 3 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 29 年 4 月。ただし、第 38 条の改正規定は同年 7 月 4 日に施行する）。 公益財団法人八尾市清協公社の解散。同年 4 月から、八尾市環境衛生庁舎を設置し、し尿収集業務等は直営にて実施。
平成 29 年 4 月	八尾市環境衛生庁舎の設置。 指定袋配付窓口を市役所本庁舎に開設。
平成 29 年 10 月	指定袋（可燃（燃やす）ごみ）の形状変更。配付枚数の見直し。
平成 29 年 12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正（施行日は平成 30 年 4 月） 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を制定（施行日は平成 30 年 4 月）。
平成 30 年 3 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 30 年 4 月）。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 30 年 4 月）。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を一部改正（施行日は平成 30 年 4 月）。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則」を制定（施行日は平成 30 年 4 月）。 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を制定（施行日は平成 30 年 4 月）。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を制定（施行日は平成 30 年 4 月）。
平成 30 年 4 月	中核市移行に伴い、産業廃棄物指導課を設置。
平成 30 年 6 月	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加による小型家電の回収開始。
平成 30 年 12 月	簡易ガスボンベ・スプレー缶の排出方法を変更。
平成 31 年 2 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 31 年 4 月）。 生活応援アプリ「やおっぷ」の配信を開始（ごみカレンダー、分別辞典等を配信）。
平成 31 年 3 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 31 年 4 月）。
令和元年 6 月	「やおプラスチックごみゼロ宣言」の実施。
令和元年 9 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正（施行日は令和元年 10 月）。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和元年 10 月）。
令和元年 10 月	守口市の加入により大阪広域環境施設組合へ名称変更。
令和元年 12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和元年 12 月）。 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正（施行日は令和元年 12 月）。 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を一部改正（施行日は令和元年 12 月）。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を一部改正（施行日は令和元年 12 月）。
令和 2 年 1 月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正（施行日は令和 2 年 5 月）。

令和2年3月	「八尾市災害廃棄物処理計画」を策定。
令和3年3月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改定。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和3年4月）。 「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を一部改正（施行日は令和3年4月）。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を一部改正（施行日は令和3年4月）。 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を一部改正（施行日は令和3年4月）。
令和3年4月	経済環境部を魅力創造部と環境部に再編し、資源循環課と産業廃棄物指導課を循環型社会推進課に統合。
令和3年5月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正（施行日は令和3年6月）。
令和3年12月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正（施行日は令和4年4月）。
令和4年3月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例施行規則」を一部改正（施行日は令和4年4月）。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和4年4月）。
令和4年4月	資源化処理の一環として、剪定枝のチップ化事業を開始。 粗大ごみの収集運搬について、民間委託を開始。
令和5年3月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和5年4月）。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和5年4月）。
令和6年7月	可燃ごみ等の収集運搬について民間委託を開始。
令和6年9月	八尾市斎場条例施行規則を一部改正（施行日は令和6年9月）。
令和7年2月	「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を一部改正（施行日は令和7年6月）。
令和7年3月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の中間見直しを実施し改定。本基本計画に包含して「食品ロス削減推進計画」を策定。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を一部改正（施行日は令和7年6月）。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は令和7年4月）。 「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を一部改正（施行日は令和7年4月）。 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正（施行日は令和7年4月）。

3 循環型社会推進課・環境事業課・環境施設課・事務分掌（令和7年4月1日現在）

循環型社会推進課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪広域環境施設組合に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。
- ⑧ その他廃棄物行政に関すること。

□ 一般廃棄物指導室

- ① 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可及び指導に関すること。
- ② 一般廃棄物処理施設（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の設置に係る許可及び指導に関すること。
- ③ 一般廃棄物再生利用業の指定及び指導に関すること。
- ④ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

□ 産業廃棄物指導室

- ① 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- ② 産業廃棄物排出事業者に係る届出及び指導に関すること。
- ③ 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- ④ 市が設置する一般廃棄物処理施設（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）に係る届出に関すること。
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に係る許可、登録及び指導に関すること。
- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。

環境事業課

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② ごみの分別排出の指導及び環境教育に関すること。
- ③ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ④ 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ⑤ ごみ処理手数料の査定及び徴収に関すること。
- ⑥ 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の管理及び運行に関すること。
- ⑧ あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ⑨ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関すること。
- ⑩ 清掃庁舎の管理に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関する事。
- ② リサイクルセンター（市立リサイクルセンター学習プラザを含む。）の管理運営に関する事。
- ③ 一般廃棄物最終処分場の管理運営に関する事。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関する事。
- ⑤ 公衆便所の管理に関する事。
- ⑥ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関する事。
- ⑦ 環境施設の整備に関する事。
- ⑧ し尿収集に関する事。
- ⑨ 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事。
- ⑩ 浄化槽清掃業等の許可及び指導に関する事。
- ⑪ 改葬許可に関する事。
- ⑫ 火葬執行証明に関する事。
- ⑬ 分骨証明に関する事。
- ⑭ 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は廃止の許可に関する事。
- ⑮ 火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告に関する事。
- ⑯ 墓地、納骨堂、火葬場の施設の整備改善又は使用制限若しくは使用禁止命令に関する事。
- ⑰ 八尾市柏原市火葬場組合に関する事。

4 職員数（清掃事業関係）

（令和7年4月現在）

	部長	理事	次長	課長	参事	課長補佐 （業務長含む）	係長 （技能長含む）	主査	副主査	主事・技師	作業長	主任技能員	主任労務員	副主任技能員	副主任労務員	技能員	労務員	再任用職員	会計年度職員	合計	
環境部	1		2	3	4	12	23	5	2		11	61	41	6	14	8	2	21	31	247	
循環型社会推進課				1	1(注1)	6(注2)	5	4	1(注5)			3						2	8	31	
減量推進係						4	1	2	1			1						1	6	16	
一般廃棄物指導室					1	1	3					2						1	1	9	
産業廃棄物指導室						1	1	2											1	5	
環境事業課				1		3	7(注4)	1			6	49	40		13		2	17	7	146	
業務推進係						3	7	1			6	49	40		13		2	17	7	145	
環境施設課				1	3	3(注3)	11		1		5	9	1	6	1	8		2	16	67	
施設管理係					1	2	1		1				1							3	9
リサイクルセンター							2				1	3			1						7
最終処分場							1				1	3									5
畜場					1														2		3
環境衛生庁舎					1	1	7				3	3		6		8		2	11		42

（注1）内、参事1名は一般廃棄物指導室長兼務

（注2）内、課長補佐2名は大阪広域環境施設組合へ派遣

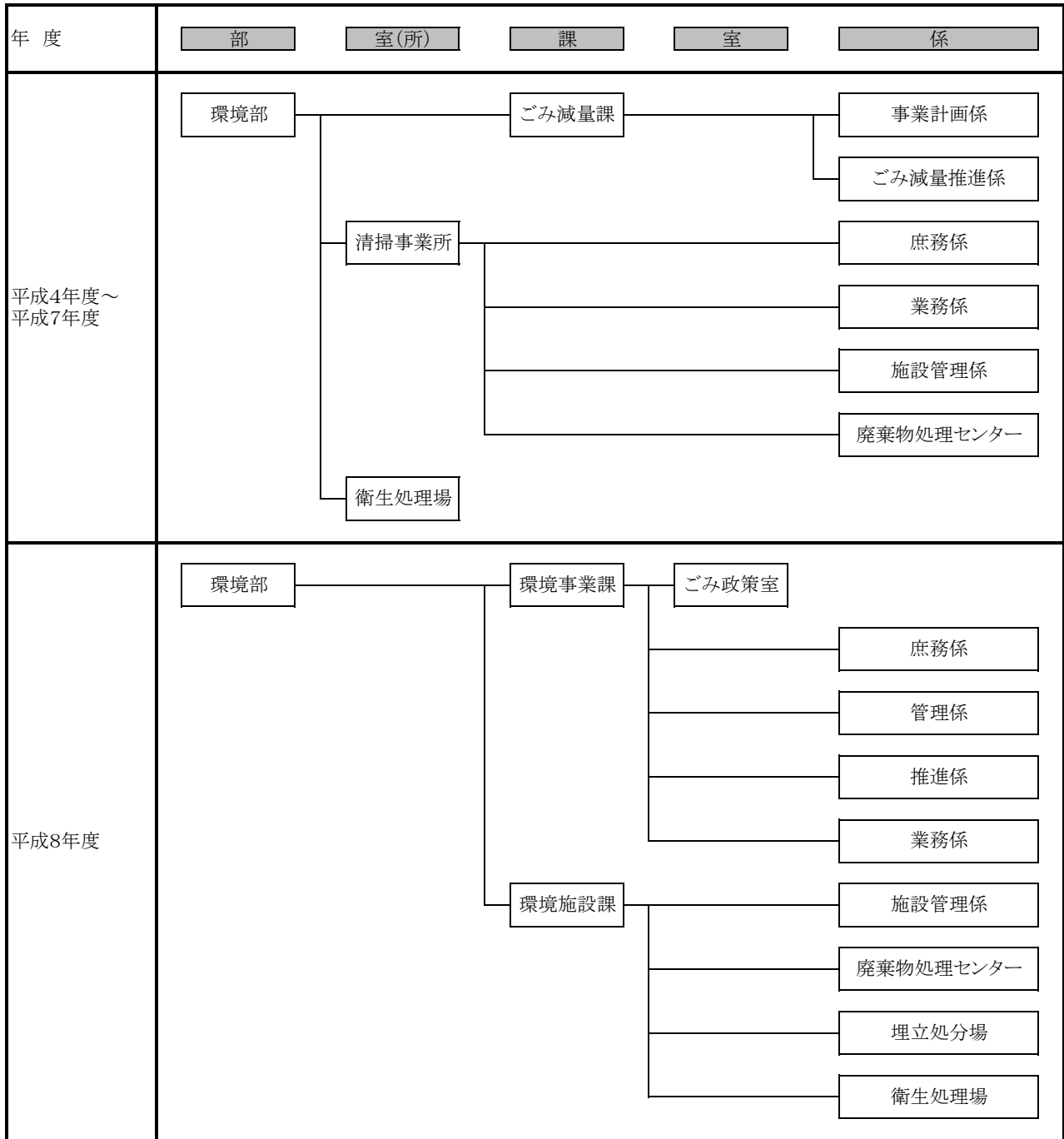
（注3）内、課長補佐1名は施設管理係長兼務

（注4）内、技能長3名は作業長兼務

（注5）内、副主査1名は大阪広域環境施設組合へ派遣

5 八尾市清掃事業関係(ごみ・し尿担当)機構の変遷(昭和58年度～)

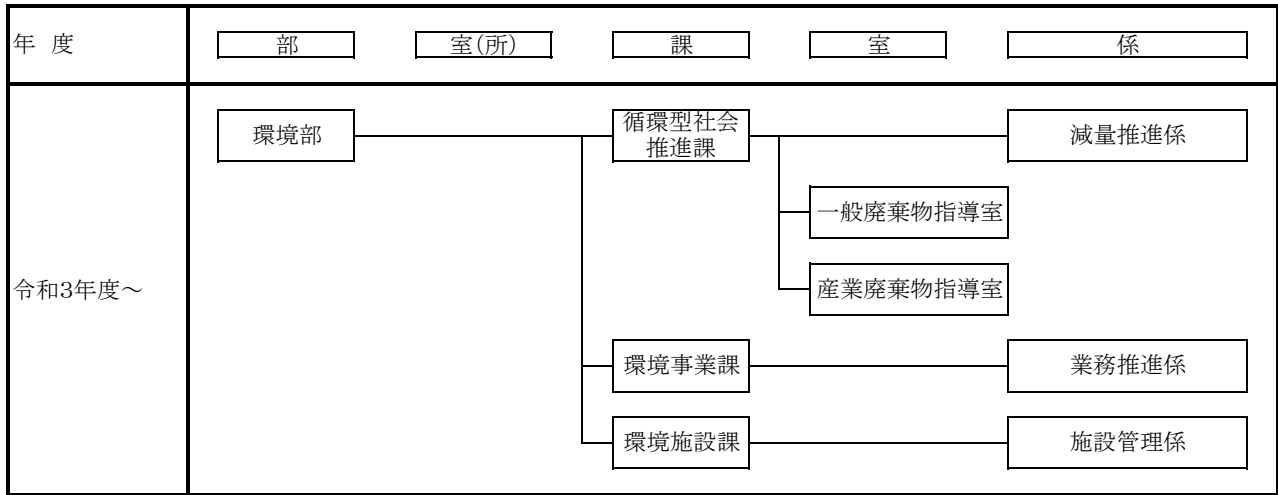
年 度	部	室(所)	課	室	係
昭和58年度～ 昭和59年度	生活環境部	清掃事業所			庶務係
					事業管理係
					業務第一係
					業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			
昭和60年度	生活環境部	清掃事業所			庶務係
					事業管理係
					廃棄物処理センター
					業務第一係
					業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			
昭和61年度～ 平成3年度	市民生活部	清掃事業所			庶務係
					事業管理係
					廃棄物処理センター
					業務第一係
					業務第二係
		衛生処理場			
		廃棄物処理 施設対策室			



年 度	部	室(所)	課	室	係
平成9年度	環境部		環境事業課	ごみ政策室	庶務係 業務係
平成10年度～ 平成11年度	環境部		環境事業課	ごみ政策室	庶務係 業務係
平成12年度～ 平成13年度	環境部	環境政策室	環境事業課		環境政策係 庶務係 業務係
			環境施設課		施設管理係 廃棄物処理センター 埋立処分場 衛生処理場

年 度	部	室(所)	課	室	係
平成14年度～ 平成15年度	環境部	環境政策室	環境事業課	環境政策係	環境政策係
				庶務係	庶務係
				業務係	業務係
			環境施設課	施設管理係	施設管理係
				斎場	斎場
				衛生処理場	衛生処理場
平成16年度～ 平成18年度	環境部		資源循環課	減量推進係	減量推進係
				指導係	指導係
			環境事業課	庶務係	庶務係
				業務推進係	業務推進係
			環境施設課	施設管理係	施設管理係
				斎場	斎場
				衛生処理場	衛生処理場
平成19年度	環境部		資源循環課	減量推進係	減量推進係
				指導係	指導係
			環境事業課	庶務係	庶務係
				業務推進係	業務推進係
			環境施設課	施設管理係	施設管理係
				斎場	斎場

年 度	部	室(所)	課	室	係
平成20年度～ 平成22年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係 指導係
			環境事業課		庶務係 業務推進係
			環境施設課		施設管理係 斎場
平成23年度～ 平成24年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係 指導係
			環境事業課		業務推進係
			環境施設課		施設管理係 斎場
平成25年度～ 平成29年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係 指導係
			環境事業課		業務推進係
			環境施設課		施設管理係
平成30年度～ 令和2年度	経済環境部		資源循環課		減量推進係 指導係
			環境事業課		業務推進係
			環境施設課		施設管理係
			産業廃棄物 指導課		審査指導係



6 決算（清掃事業関係）

歳入

（単位：円）

区分	令和5年度決算	令和6年度決算
使用料及び手数料	447,050,645	457,096,969
使用料	79,582,094	79,626,230
総務使用料	3,258,594	2,996,780
土地建物使用料	3,258,594	2,996,780
庁舎敷地等使用料	3,258,594	2,996,780
衛生使用料	76,323,500	76,629,450
斎場使用料	61,362,060	74,609,250
斎場使用料	61,362,060	74,609,250
納骨堂使用料	2,340,650	2,005,900
納骨堂使用料	2,340,650	2,005,900
墓所使用料	12,608,800	0
墓所使用料	12,608,800	0
リサイクルセンター学習プラザ使用料	11,990	14,300
リサイクルセンター学習プラザ使用料	11,990	14,300
手数料	367,468,551	377,470,739
衛生手数料	367,468,551	377,470,739
保健衛生手数料	2,634,961	2,092,489
墓地管理手数料	767,461	780,689
火葬執行証明書再交付手数料	33,900	31,500
分骨証明書交付手数料	69,600	86,400
埋蔵・収蔵証明書交付手数料	16,200	18,300
使用済自動車引取業等登録・許可申請手数料	14,800	227,600
産業廃棄物処理業許可申請手数料	1,733,000	948,000
清掃手数料	364,833,590	375,378,250
塵芥処理手数料	316,913,130	328,537,890
し尿汲取手数料	47,082,120	46,235,600
し尿汲取手数料（滞納繰越分）	640,840	604,760
一般廃棄物処理業許可申請手数料	167,500	0
浄化槽清掃業許可申請手数料	30,000	0
府支出金	634,000	0
府補助金	634,000	0
衛生費府補助金	634,000	0
清掃費府補助金	634,000	0
大阪府市町村等海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金	634,000	0
財産収入	6,967,365	24,530,774
財産運用収入	2,411,015	2,510,334
財産貸付収入	2,411,015	2,510,334
土地建物貸付収入	2,411,015	2,510,334
土地建物賃貸料	2,411,015	2,510,334
財産売払収入	4,556,350	22,020,440
物品売払収入	4,556,350	22,020,440
物品売払収入	4,556,350	22,020,440
不用品売払収入	4,556,350	22,020,440
諸収入	71,841,714	81,644,218
雑入	71,841,714	81,644,218
雑入	71,841,714	81,644,218
塵芥処理工場有価物売却収入	6,841,388	5,936,025
リサイクルセンター有価物売却収入	3,255,692	2,612,449
剪定枝売却収入	3,585,696	3,323,576
広告料	3,000,000	3,000,000
広告料	3,000,000	3,000,000
大阪広域環境施設組合負担金	30,453,575	28,582,014
大阪広域環境施設組合負担金	30,453,575	28,582,014
再商品化合理化・有償入札収入拠出金等	31,036,246	43,557,532
再商品化合理化・有償入札収入拠出金等	31,036,246	43,557,532
電気・ガス・水道料等負担金	470,637	401,421
電気・ガス・水道料等負担金	470,637	401,421
雑入	39,868	167,226
公衆電話設置手数料	0	0
行政資料等複写手数料	90	810
その他	39,778	166,416
市債	230,300,000	147,400,000
市債	230,300,000	147,400,000
衛生債	230,300,000	147,400,000
保健衛生事業債	15,400,000	23,600,000
斎場改修事業債	15,400,000	23,600,000
清掃事業債	214,900,000	123,800,000
埋立処分地改修事業債	0	0
一般廃棄物最終処分場改修事業債	0	2,200,000
環境衛生施設等整備事業債	15,200,000	0
清掃庁舎改修事業債	0	29,200,000
衛生処理場整備事業債	98,000,000	51,600,000
リサイクルセンター改修事業債	92,800,000	31,500,000
フェニックス計画整備推進事業債	8,900,000	9,300,000

歳出

(単位：円)

区分	令和5年度決算	令和6年度決算
4 衛生費	3,739,716,812	3,962,317,993
1 保健衛生費	182,603,125	186,314,270
2 予防費	2,826,027	2,779,633
1 0 需用費	2,776,643	2,730,249
1 1 役務費	49,384	49,384
2 6 公課費	0	0
5 墓地火葬場費	178,544,860	182,339,083
2 給料	20,224,800	14,371,846
3 職員手当等	24,908,521	16,892,148
1 0 需用費	96,440,136	104,621,643
1 1 役務費	457,346	556,221
1 2 委託料	35,088,035	43,211,971
1 3 使用料及び賃借料	552,941	2,393,604
1 5 原材料費	9,350	0
1 7 備品購入費	74,481	0
1 8 負担金、補助及び交付金	200,000	200,000
2 2 償還金、利子及び割引料	589,250	91,650
1 0 産業廃棄物対策費	1,232,238	1,195,554
8 旅費	81,490	6,620
1 0 需用費	218,031	411,221
1 1 役務費	45,357	42,873
1 2 委託料	493,900	121,000
1 3 使用料及び賃借料	313,460	543,840
1 7 備品購入費	0	0
1 8 負担金、補助及び交付金	80,000	70,000
2 清掃費	3,557,113,687	3,776,003,723
1 清掃総務費	569,513,086	604,278,623
1 報酬	172,000	587,000
2 給料	149,170,646	152,858,476
3 職員手当等	125,380,013	124,860,571
7 報償費	34,201,965	31,530,120
8 旅費	175,530	95,120
1 0 需用費	27,951,838	28,013,821
1 1 役務費	1,169,919	1,638,049
1 2 委託料	219,946,350	212,608,288
1 3 使用料及び賃借料	1,130,645	1,905,478
1 4 工事請負費	0	39,059,900
1 7 備品購入費	74,580	385,000
1 8 負担金、補助及び交付金	10,119,000	10,605,600
2 2 償還金、利子及び割引料	600	91,400
2 6 公課費	20,000	39,800
2 塵芥処理費	1,988,070,437	2,320,147,593
2 給料	584,699,795	570,076,646
3 職員手当等	465,120,778	456,012,986
7 報償費	2,420	3,888
8 旅費	1,676,870	47,920
1 0 需用費	92,914,049	75,980,010
1 1 役務費	12,018,467	11,437,078
1 2 委託料	61,236,420	243,702,831
1 3 使用料及び賃借料	30,271	211,038
1 5 原材料費	145,200	342,749
1 7 備品購入費	73,590	0
1 8 負担金、補助及び交付金	768,846,877	961,134,474
2 1 補償、補填及び賠償金	0	134,873
2 6 公課費	1,305,700	1,063,100

区分		令和5年度決算	令和6年度決算
3	塵芥処理工場費	411,945,046	337,341,728
2	給料	21,183,300	26,399,700
3	職員手当等	15,789,820	19,702,260
1 0	需用費	192,494,827	103,773,780
1 1	役務費	1,037,801	1,187,203
1 2	委託料	178,474,654	180,192,394
1 3	使用料及び賃借料	2,090,594	5,417,711
1 7	備品購入費	590,150	384,780
1 8	負担金、補助及び交付金	0	0
2 6	公課費	283,900	283,900
4	し尿処理費	299,553,702	246,783,792
2	給料	127,956,922	115,751,738
3	職員手当等	101,040,583	87,585,223
8	旅費	0	0
1 0	需用費	35,057,723	26,194,113
1 1	役務費	2,472,274	2,779,876
1 2	委託料	10,393,481	11,525,452
1 3	使用料及び賃借料	1,789,419	2,350,870
1 4	工事請負費	20,304,900	0
1 7	備品購入費	55,000	147,400
1 8	負担金、補助及び交付金	0	
2 1	補償、補填及び賠償金	0	
2 2	償還金、利子および割引料	0	14,120
2 6	公課費	483,400	435,000
5	衛生処理場費	288,031,416	223,750,338
1 0	需用費	139,282,848	154,300,742
1 1	役務費	126,426	78,216
1 2	委託料	61,532,071	62,385,615
1 3	使用料及び賃借料	169,366	1,880,178
1 4	工事請負費	82,187,600	0
1 5	原材料費	3,638,815	4,196,887
1 7	備品購入費	73,590	0
1 8	負担金、補助及び交付金	1,020,700	908,700
6	清掃施設整備事業費	0	43,701,649
1 7	備品購入費	0	43,701,649

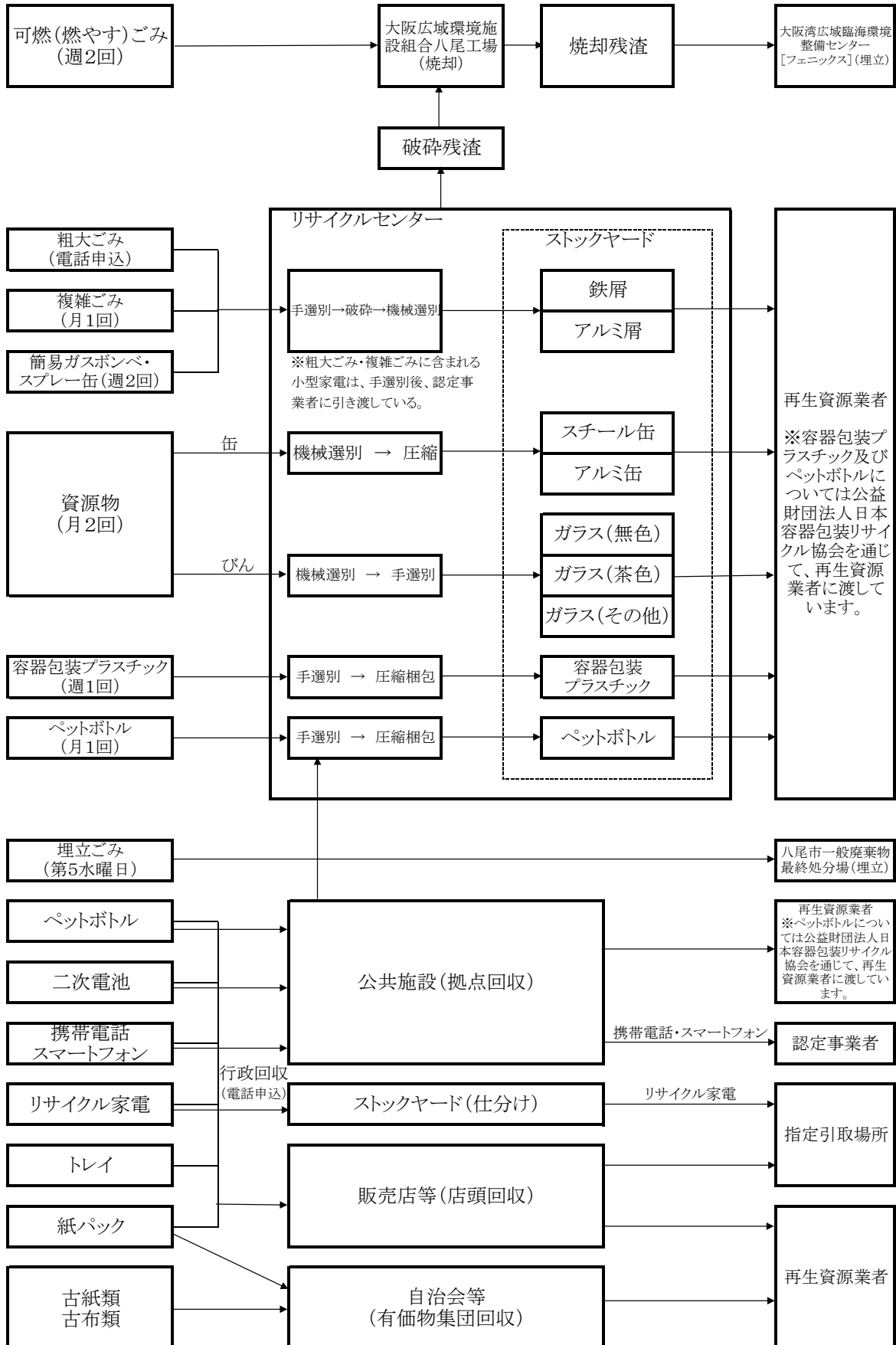
令和6年度 事業別 決算

(単位:円)

目	事業	決算額
予防費		2,779,633
	環境衛生防疫活動経費	2,779,633
墓地火葬場費		182,339,083
	給料・職員手当	31,263,994
	斎場改修事業費	42,570,000
	市営墓地管理運営経費	10,007,160
	八尾市柏原市火葬場組合分賦金	200,000
	斎場管理運営経費	98,203,375
	納骨堂管理運営経費	94,554
産業廃棄物対策費		1,195,554
	産業廃棄物対策経費	1,195,554
清掃総務費		604,278,623
	給料・職員手当	277,719,047
	清掃庁舎改修事業費	39,059,900
	あき地の適正管理に関する経費	88,035
	公衆便所管理運営経費	4,626,502
	廃棄物減量等推審議会委員報酬	587,000
	フェニックス計画整備推進事業費	10,356,000
	有価物集団回収推進経費	24,100,593
	事業系一般廃棄物減量・適正処理等推進経費	3,060,143
	指定袋制分別収集経費	177,669,036
	一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)推進経費	4,701,867
	粗大ごみ戸別収集経費	29,534,589
	環境啓発(教育)経費	239,184
	清掃庁舎管理経費	28,786,047
	事務経費	3,750,680
塵芥処理費		2,320,147,593
	給料・職員手当	1,026,089,632
	大阪広域環境施設組合分担金	960,500,674
	塵芥収集関係経費	300,330,984
	埋立処分地改修事業費	2,860,000
	埋立処分地管理運営経費	28,025,389
	事務経費	2,340,914
塵芥処理工場費		337,341,728
	給料・職員手当	46,101,960
	リサイクルセンター改修事業費	40,084,000
	リサイクルセンター管理運営経費	245,887,622
	リサイクルセンター学習プラザ管理経費	5,268,146
し尿処理費		246,783,792
	給料・職員手当	203,336,961
	し尿汲取手数料徴収業務経費	7,452,808
	し尿収集経費	22,839,670
	環境衛生庁舎管理経費	13,154,353
衛生処理場費		223,750,338
	衛生処理場改修事業費	79,561,900
	衛生処理場管理運営経費	144,188,438
清掃施設整備事業費		43,701,649
	清掃運搬車購入費	43,701,649
	合計	3,962,317,993

ごみ処理事業等

1 分別収集とリサイクルのながれ



2 ごみ処理

- (1) 可燃(燃やす)ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみ収集

本市では、平成8年10月から5種分別・指定袋制、また平成21年10月からは8種分別・指定袋制(簡易ガスボンベ・スプレー缶は4月から)を導入し、可燃(燃やす)ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみについては、指定袋により1回1袋の排出で協力を求めている。

また、収集体制については、市域を4分割し、以下のとおり収集曜日を定めており、収集頻度については、可燃(燃やす)ごみ及び簡易ガスボンベ・スプレー缶が週2回、容器包装プラスチックが週1回、ペットボトルが月1回、資源物が月2回、複雑ごみが月1回、埋立ごみが第5水曜日となっている。

令和7年 4月1日現在	可燃(燃やす)ごみ	簡易ガスボンベ・スプレー缶	容器包装プラスチック	ペットボトル	資源物	複雑ごみ	埋立ごみ
A地区	月・木曜日		金曜日	第4水曜日	第1・3水曜日	第2水曜日	第5水曜日
B地区			火曜日	第2水曜日		第4水曜日	
C地区	火・金曜日		月曜日	第3水曜日	第2・4水曜日	第1水曜日	
D地区			木曜日	第1水曜日		第3水曜日	

ごみ収集品目

可燃（燃やす）ごみ……生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ

簡易ガスボンベ・スプレー缶……簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶
※使い切ってから、出してください。
※穴を開ける必要はありません。
※中が分かる（見える）袋に入れてください。

容器包装プラスチック……レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子などの袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺などの容器類、発泡スチロール類
※プラマークがついているものです。
※中身は使い切り、汚れは洗ってから出してください。
※汚れや臭いが取りにくいもの（チューブ状の容器等）は、選別作業が困難なため、可燃（燃やす）ごみに出してください。

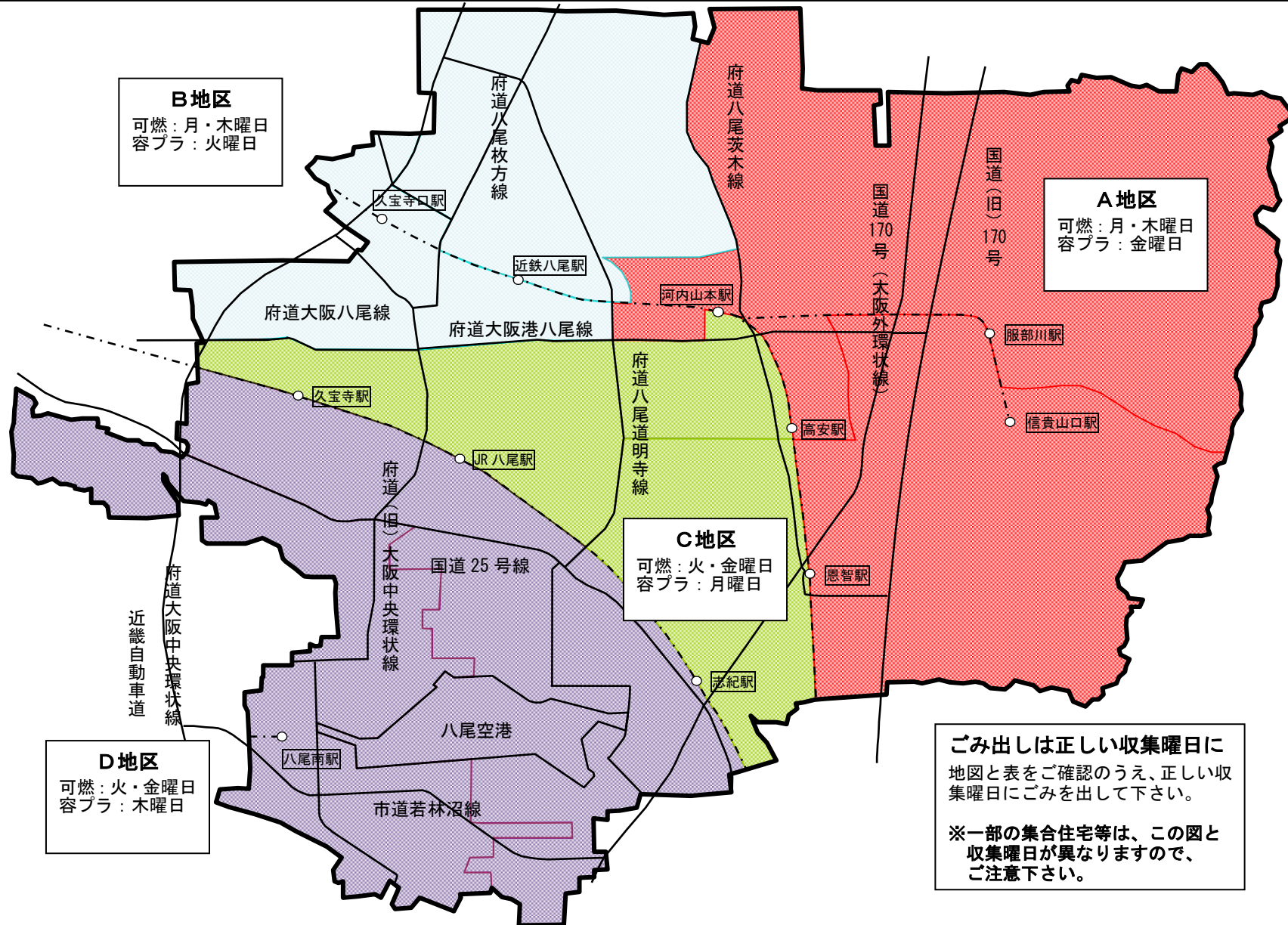
ペットボトル……ペットボトル
※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出してください。
※ペットボトルマークがついているものです。

資源物……食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶
（ジュース・調味料・化粧品等のびん、ジュース・ビール等の缶）

複雑ごみ……金属類、金属がついている物
（ミルク・お菓子等の缶及び一斗缶、フライパン、傘、鏡、ドライヤー、蛍光灯・管、乾電池、小型電化製品〔リサイクル家電を除く〕）

埋立ごみ……陶磁器やガラス食器、板ガラス等
（皿、茶碗、グラス、ガラスコップ、植木鉢、使い捨てカイロ、ガラス屑等）

分別ごみ地域別収集曜日



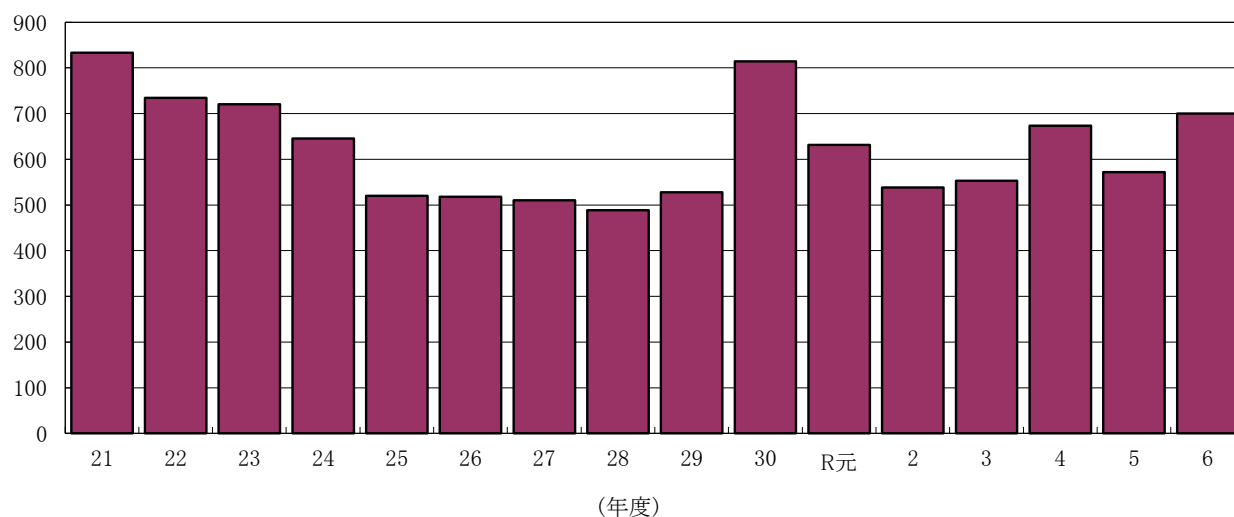
ごみ出しは正しい収集曜日に
地図と表をご確認のうえ、正しい収
集曜日にごみを出して下さい。

※一部の集合住宅等は、この図と
収集曜日が異なりますので、
ご注意下さい。

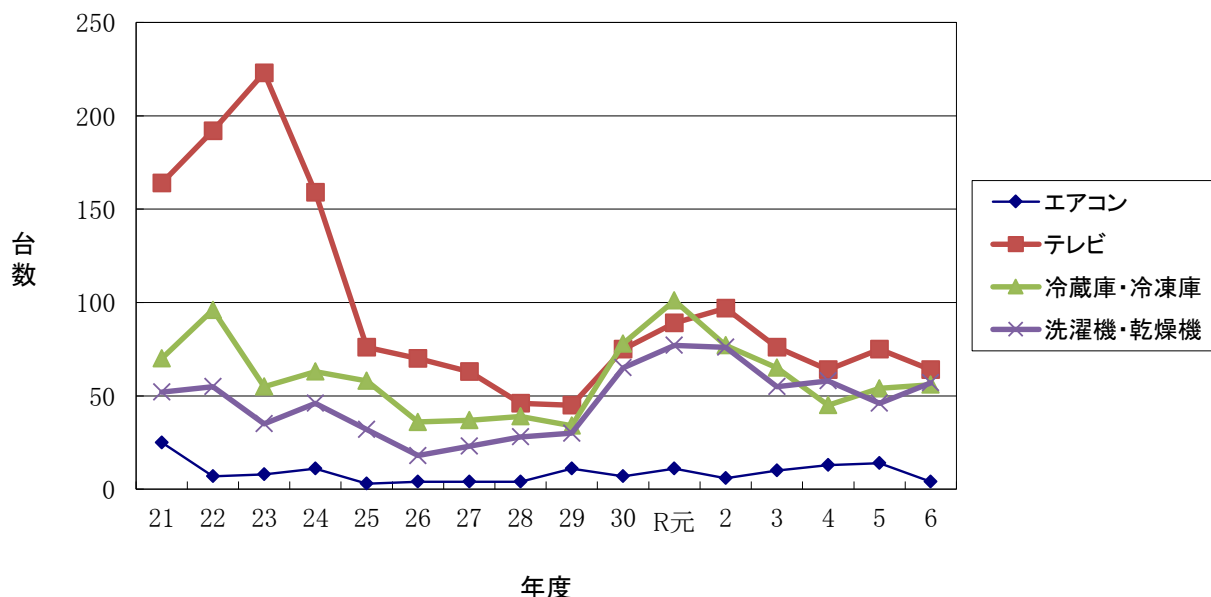
(2) 粗大ごみ・リサイクル家電・臨時ごみ

家庭系の粗大ごみ及びリサイクル家電の義務外品については、従来の臨時収集(引っ越し等に伴う多量排出)とあわせ、平成13年4月より、電話による申込制を導入し、リサイクル家電、臨時収集については、収集の都度、手数料を徴収している。なお、事業系の粗大ごみ、リサイクル家電及び臨時ごみの収集はおこなっていない。また、平成25年10月1日から粗大ごみの収集が有料となり、令和4年4月から収集運搬について民間委託を開始し、令和6年3月1日からインターネットでの申込制を導入した。

(t) 年度別 臨時収集量



年度別リサイクル家電収集台数



粗大ごみ……大型日用雑貨類等(無料・平成25年10月1日から有料)

(家具、じゅうたん、大型電化製品 [リサイクル家電を除く]、自転車等)

リサイクル家電(義務外品) ……冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機・衣類乾燥機

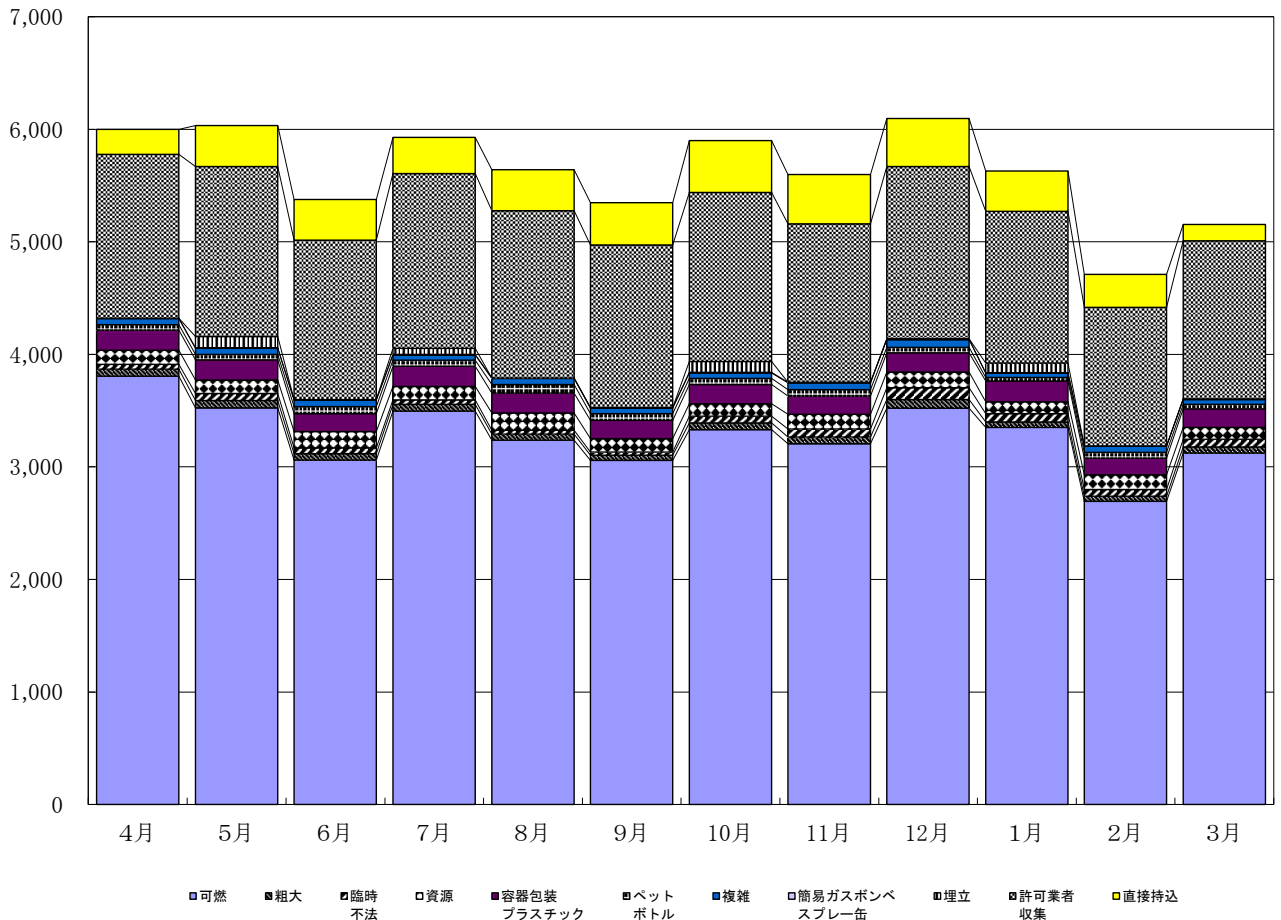
臨時ごみ……引っ越し等に伴う多量排出(有料)

(3) 令和6年度 月別 収集量・処理量

(単位:t)

	市収集量										許可業者 収集	直接持込	総処理量
	可燃	粗大	臨時 不法	資源	容器包装 プラスチック	ペット ボトル	複雑	簡易ガスボン ベ スプレー缶	埋立	合計			
4月	3,804.47	64.66	43.02	123.00	181.25	46.44	54.21	4.74	0.00	4,321.79	1,454.79	222.19	5,998.77
5月	3,522.80	67.81	60.90	119.18	180.89	47.85	54.33	5.20	100.58	4,159.54	1,507.85	364.68	6,032.07
6月	3,060.24	57.08	52.23	144.25	160.13	61.77	56.99	4.59	0.00	3,597.28	1,418.16	360.89	5,376.33
7月	3,494.50	61.66	40.20	118.52	178.19	55.59	44.59	4.72	55.81	4,053.78	1,552.44	320.21	5,926.43
8月	3,236.21	55.48	34.41	152.22	176.74	75.63	54.20	4.02	0.09	3,789.00	1,487.59	362.56	5,639.15
9月	3,056.46	46.94	29.37	117.83	162.72	60.67	48.33	4.16	0.00	3,526.48	1,445.24	374.12	5,345.84
10月	3,330.09	59.51	60.01	110.90	170.67	55.33	48.27	5.10	97.71	3,937.59	1,499.75	460.35	5,897.69
11月	3,204.69	59.31	73.23	129.31	161.63	58.17	60.31	4.56	0.00	3,751.21	1,407.66	439.74	5,598.61
12月	3,520.38	77.44	106.70	138.35	170.74	47.33	69.64	6.19	1.00	4,137.77	1,530.96	426.76	6,095.49
1月	3,349.61	49.44	74.62	105.16	184.21	30.53	37.22	5.61	84.74	3,921.14	1,349.32	358.05	5,628.51
2月	2,694.09	45.46	60.67	129.20	149.29	50.30	53.37	4.49	0.00	3,186.87	1,229.51	293.91	4,710.29
3月	3,122.43	55.17	68.13	104.58	166.10	39.11	43.06	4.17	0.00	3,602.75	1,405.05	145.41	5,153.21
合計	39,395.97	700.01	703.49	1,492.50	2,042.56	628.72	624.50	57.50	339.93	45,985.18	17,288.32	4,128.87	67,402.36

(t)



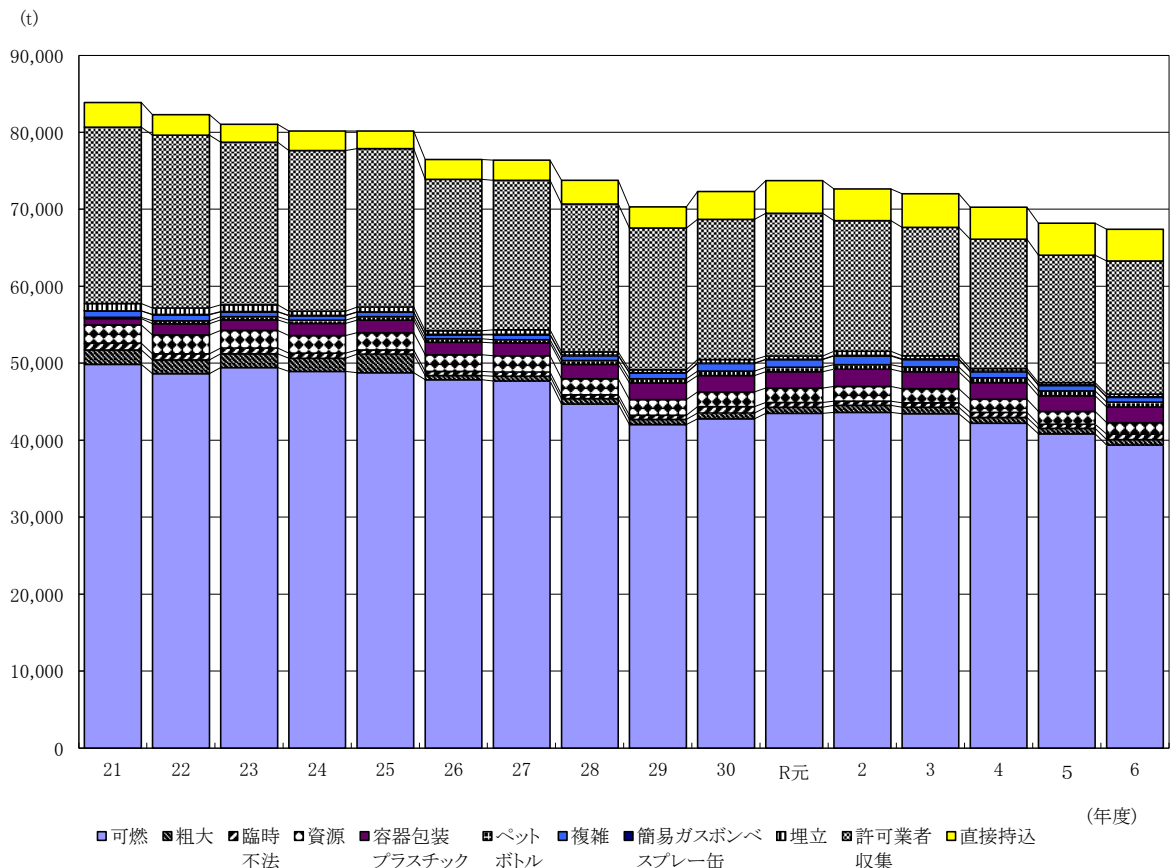
(4)年度別 収集量・処理量

(単位:t)

年度	市収集量										許可業者 収集	直接持込	総処理量
	可燃	粗大	臨時 不法	資源	容器包装 プラス チック	ペット ボトル	複雑	簡易ガスボ ンペ スプレー缶	埋立	合計			
21	49,865	1,869	866	2,379	818	168	824	35	942	57,766	22,908	3,199	83,872
22	48,639	1,805	772	2,462	1,464	379	775	45	837	57,178	22,441	2,654	82,273
23	49,459	1,791	737	2,302	1,368	381	652	46	843	57,579	21,128	2,336	81,043
24	48,966	1,698	664	2,282	1,582	409	578	54	518	56,751	20,869	2,567	80,187
25	48,768	2,414	539	2,238	1,638	455	570	55	616	57,293	20,596	2,292	80,181
26	47,855	554	534	2,159	1,633	446	523	58	464	54,226	19,676	2,570	76,472
27	47,708	623	528	2,135	1,636	446	626	62	604	54,368	19,382	2,626	76,376
28	44,724	678	506	2,066	1,908	482	641	61	422	51,488	19,197	3,066	73,751
29	42,030	686	536	2,028	2,162	532	747	61	353	49,135	18,418	2,759	70,312
30	42,796	756	822	1,926	2,125	557	997	61	431	50,471	18,223	3,622	72,316
R元	43,481	792	637	1,874	2,129	564	1,009	61	408	50,955	18,513	4,270	73,738
2	43,610	915	545	1,942	2,207	592	1,145	68	556	51,580	16,952	4,107	72,640
3	43,454	856	557	1,828	2,231	616	956	69	400	50,967	16,676	4,385	72,028
4	42,225	733	684	1,698	2,148	621	799	63	343	49,314	16,796	4,151	70,261
5	40,821	710	575	1,623	2,056	623	720	59	296	47,484	16,555	4,175	68,214
6	39,396	700	703	1,492	2,043	629	624	58	340	45,985	17,288	4,129	67,402

※端数処理の都合上、収集量と持込量の計が総処理量と合わないことがあります。

※粗大については、令和4年度から委託収集を開始しています。



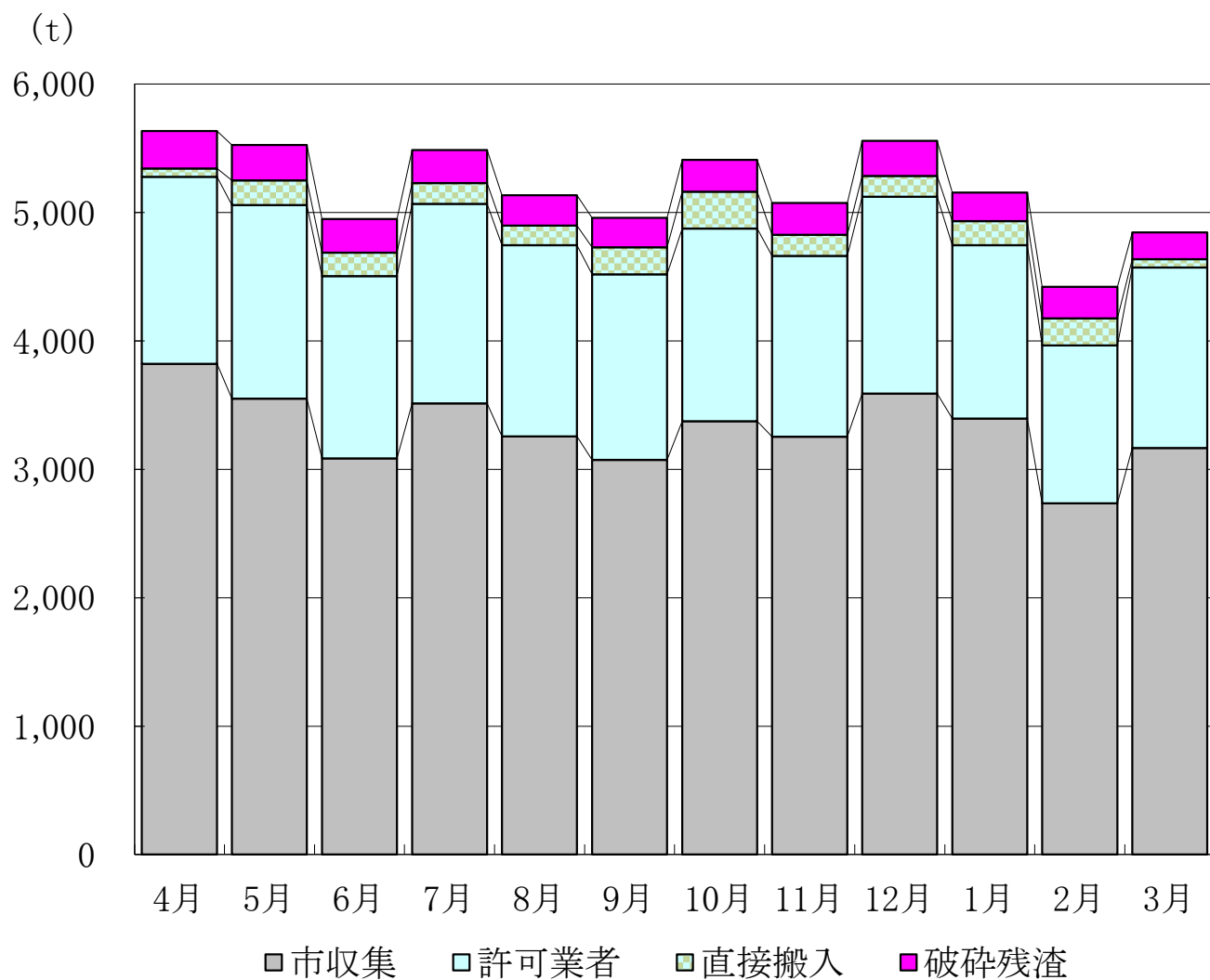
(5) 令和6年度 月別 焼却工場搬入量

(単位:t)

月	市収集(注1)	許可業者搬入(注2)	直接搬入		破碎残渣	総搬入量
			市民搬入(注2)	官公庁搬入		
4月	3,821.20	1,454.79	48.37	17.13	292.79	5,634.28
5月	3,549.15	1,507.79	169.43	23.62	275.77	5,525.76
6月	3,085.47	1,418.98	146.56	36.59	260.50	4,948.10
7月	3,512.47	1,554.85	125.40	36.63	255.19	5,484.54
8月	3,256.30	1,488.78	99.99	53.38	235.23	5,133.68
9月	3,072.65	1,445.18	121.19	88.74	230.79	4,958.55
10月	3,373.70	1,499.97	255.71	31.27	248.99	5,409.64
11月	3,253.73	1,407.65	139.33	25.61	247.52	5,073.84
12月	3,590.49	1,532.56	134.46	26.53	273.70	5,557.74
1月	3,394.89	1,349.31	73.13	114.53	223.38	5,155.24
2月	2,734.81	1,229.39	149.00	60.88	246.48	4,420.56
3月	3,166.37	1,405.12	54.30	9.67	208.21	4,843.42
合計	39,811.23	17,294.37	1,516.87	524.58	2,998.55	62,145.35

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査等の焼却工場搬入分を含む。



(6)年度別 焼却工場搬入量

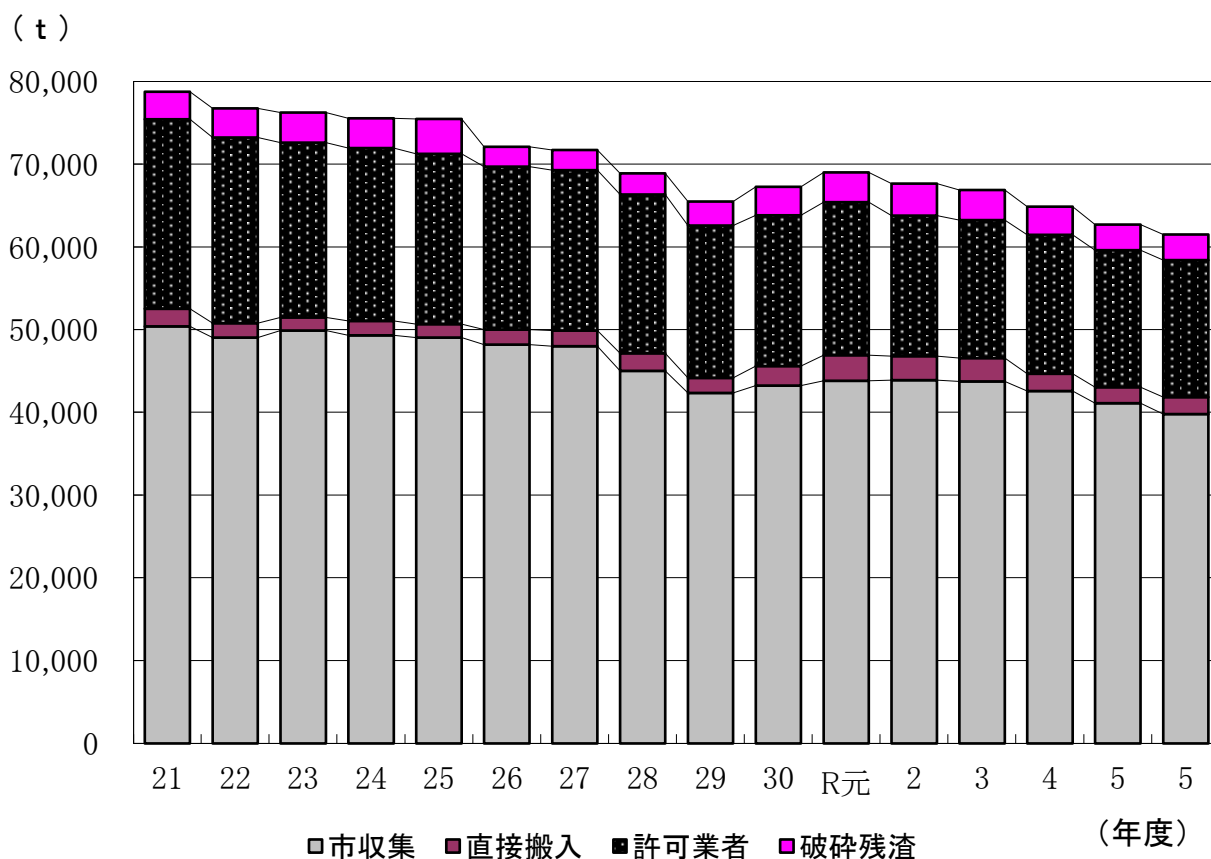
(単位:t)

年度	市収集 (注1)	許可業者搬入 (注2)	直接搬入		破碎残渣	総搬入量
			市民搬入(注2)	官公庁搬入		
20	53,873	22,871	1,191	905	3,801	82,642
21	50,389	22,917	1,345	798	3,310	78,760
22	49,045	22,434	1,197	541	3,534	76,751
23	49,909	21,128	1,008	581	3,621	76,247
24	49,318	20,873	981	771	3,600	75,543
25	49,071	20,593	914	683	4,220	75,481
26	48,193	19,680	1,127	696	2,436	72,132
27	48,019	19,384	1,184	715	2,437	71,739
28	45,023	19,196	1,385	755	2,549	68,908
29	42,364	18,419	1,127	675	2,903	65,488
30	43,231	18,225	1,686	706	3,426	67,274
R元	43,839	18,520	2,310	768	3,588	69,025
2	43,890	16,966	2,342	584	3,879	67,661
3	43,763	16,680	2,182	628	3,630	66,884
4	42,574	16,802	1,434	687	3,373	64,870
5	41,111	16,563	1,322	605	3,104	62,706
6	39,811	17,294	1,517	524	2,999	62,145

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査等の焼却工場搬入分を含む。

※端数処理の都合上、各項目の合計と総搬入量が合わないことがあります。



(7)年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量

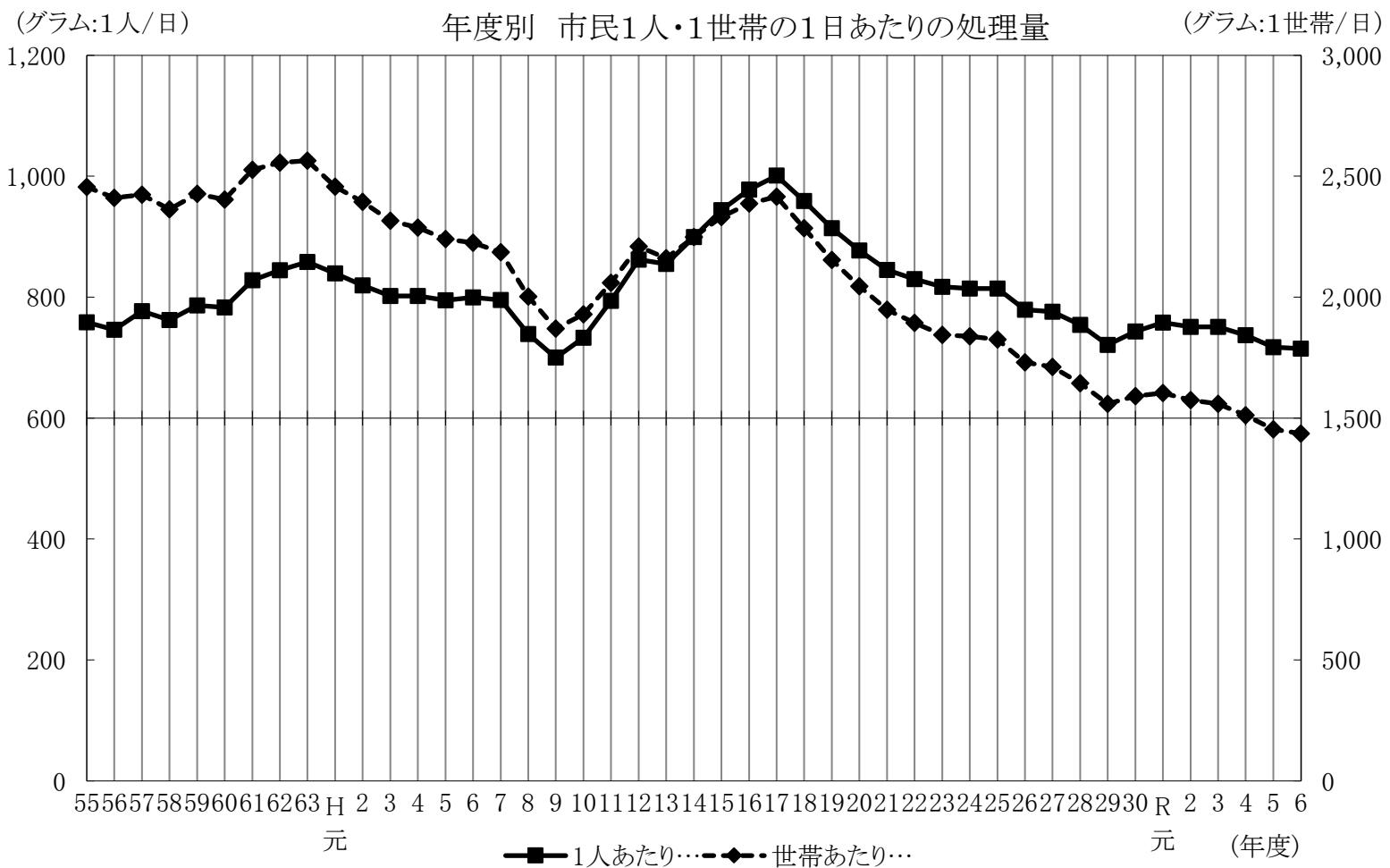
※持込量は、許可業者搬入分も含む。

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	市収集量 (t)	持込量 (t)	総処理量 (t)	対前年比 (%)	1人あたり 処理量 (g/日)	対前年比 (%)	世帯あたり 処理量 (g/日)	対前年比 (%)
55	270,857	83,629	65,837	9,118	74,955	90.3	758	90.6	2,456	90.5
56	271,846	84,115	65,256	8,762	74,018	98.7	746	98.4	2,411	98.2
57	274,518	88,021	69,049	8,810	77,859	105.2	777	104.2	2,423	100.5
58	275,962	89,019	68,465	8,510	76,975	98.9	762	98.1	2,363	97.5
59	276,812	89,675	70,195	9,250	79,445	103.2	786	103.2	2,427	102.7
60	277,109	90,279	70,170	9,040	79,210	99.7	783	99.6	2,404	99.0
61	277,271	90,876	74,384	9,406	83,790	105.8	828	105.7	2,526	105.1
62	277,002	91,521	77,043	8,553	85,596	102.2	844	102.0	2,555	101.2
63	277,223	92,760	77,952	8,867	86,819	101.4	858	101.6	2,564	100.3
H元	278,160	94,989	77,778	7,413	85,191	98.1	839	97.8	2,457	95.8
2	278,470	95,336	76,425	6,861	83,286	97.8	819	97.7	2,393	97.4
3	278,199	96,374	76,277	5,389	81,666	98.1	802	97.9	2,315	96.7
4	277,316	97,211	74,989	6,184	81,173	99.4	802	100.0	2,288	98.8
5	276,842	98,198	74,756	5,543	80,299	98.9	795	99.1	2,240	97.9
6	277,231	99,648	74,767	6,158	80,925	100.8	800	100.6	2,225	99.3
7	277,402	100,965	74,864	5,891	80,755	99.8	795	99.5	2,185	98.2
8	277,051	102,225	70,724	3,985	74,709	92.5	739	92.9	2,002	91.6
9	276,940	103,652	66,705	4,047	70,752	94.7	700	94.7	1,870	93.4
10	277,110	105,317	67,719	6,412	74,131	104.8	733	104.7	1,928	103.1
11	276,379	106,508	69,227	11,058	80,285	108.3	794	108.3	2,060	106.8
12	275,676	107,576	71,364	15,373	86,737	108.0	862	108.6	2,209	107.3
13	275,639	109,047	66,392	19,610	86,002	99.2	855	99.2	2,161	97.8
14	274,985	109,971	66,493	23,773	90,266	105.0	899	105.2	2,249	104.1
15	274,448	111,139	67,306	27,508	94,814	105.0	944	105.0	2,331	103.7
16	274,169	112,330	65,762	32,095	97,857	103.2	978	103.6	2,387	102.4
17	274,119	113,635	65,367	34,804	100,171	102.4	1,001	102.4	2,415	101.2
18	273,883	114,898	64,955	30,882	95,837	95.7	959	95.8	2,285	94.6
19	273,292	115,976	62,868	28,557	91,425	95.4	914	95.3	2,154	94.3
20	272,469	116,786	61,069	26,120	87,189	95.4	877	96.0	2,045	94.9
21	272,024	117,973	57,765	26,107	83,872	96.2	845	96.4	1,948	95.3
22	271,505	119,023	57,178	25,095	82,273	98.1	830	98.2	1,894	97.2
23	271,066	120,090	57,579	23,464	81,043	98.5	817	98.4	1,844	97.4
24	270,029	119,544	56,751	23,436	80,187	98.9	814	99.6	1,838	99.7
25	269,759	120,369	57,293	22,888	80,181	99.9	814	100.0	1,825	99.3
26	269,068	121,086	54,226	22,246	76,472	95.4	779	95.7	1,730	94.8
27	268,755	121,961	54,368	22,008	76,376	99.9	776	99.6	1,711	98.9
28	268,013	122,881	51,488	22,263	73,751	96.6	754	97.2	1,644	96.1
29	267,080	123,596	49,135	21,177	70,312	95.3	721	95.6	1,559	94.8
30	266,593	124,514	50,471	21,845	72,316	102.9	743	103.1	1,591	102.1
R元	265,908	125,624	50,955	22,783	73,738	102.0	758	102.0	1,604	100.8
2	264,867	126,462	51,580	21,059	72,640	98.5	751	99.1	1,574	98.1
3	262,875	126,596	50,967	21,061	72,028	99.2	751	100.0	1,559	99.0
4	261,197	127,300	49,314	20,947	70,261	97.5	737	98.1	1,512	97.0
5	260,074	128,254	47,484	20,731	68,214	94.7	717	95.5	1,453	93.2
6	258,285	128,639	45,985	21,417	67,402	95.9	715	97.0	1,436	95.0

注：1人1日あたりの処理量は、処理量÷人口÷365（366）日で算出。

1世帯1日あたりの処理量は、処理量÷世帯数÷365（366）日で算出。

人口・世帯数は、当該年度末現在のもの。



(8) 資源化処理

分別収集した資源物は、廃棄物処理センター内のリサイクルプラザに搬入し、スチール缶を磁選別で回収した後、回転テーブル式の選別装置を用いて、ガラス類(無色、茶色、その他の色カレット)及びアルミ缶を手選別により回収、複雑及び粗大は、廃棄物処理センター内の廃棄物破砕工場に搬入し、破砕処理の後、磁選別により鉄屑を回収していた。

平成20年6月からは、リサイクルセンターの試験運転開始に伴い、それぞれの受入ホッパに搬入後、資源物は磁力選別機にてスチール缶、風力選別機にてアルミ缶を回収、ガラス類は自動色選別機にて無色、茶色、その他の色カレットに選別のうえ、回収している。また、複雑及び粗大は破砕処理の後、磁力選別機及び風力選別機により鉄屑と非鉄屑を回収している。容器包装プラスチックとペットボトルについては、手選別にて異物を除去した後、圧縮梱包し、再商品化事業者に引き渡ししている。

平成9年4月に容器包装リサイクル法が一部施行されたことに伴い、本市においても同年10月から市役所本庁舎、各出張所等において、ペットボトルの拠点回収を実施した。同年11月、消費者、事業者、行政で構成する八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会を設立し、同年12月より販売店等によるペットボトルの回収をしていたが、平成21年10月より分別収集を全市にて実施したことから、平成21年3月末をもって終了した。

平成30年6月には、使用済携帯電話等から回収されるリサイクル金属を用いて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞者へ授与されるメダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、「携帯電話・スマートフォン専用リサイクル回収ボックス」を設置、リサイクルセンターにおいて複雑ごみから対象品目となる小型家電のピックアップ回収を行い認定事業者に直接引き渡した。必要量が確保できたことから、平成31年3月末をもって、プロジェクトは終了したが、同年4月からは「アフターメダルプロジェクト」と題して、引き続き小型家電の回収を行っている。

令和4年度から、一般廃棄物最終処分場内に事業系一般廃棄物である剪定枝を搬入、破砕処理により資源化し、バイオマス発電の燃料として再生事業者へ引き渡ししている。

(単位：t)

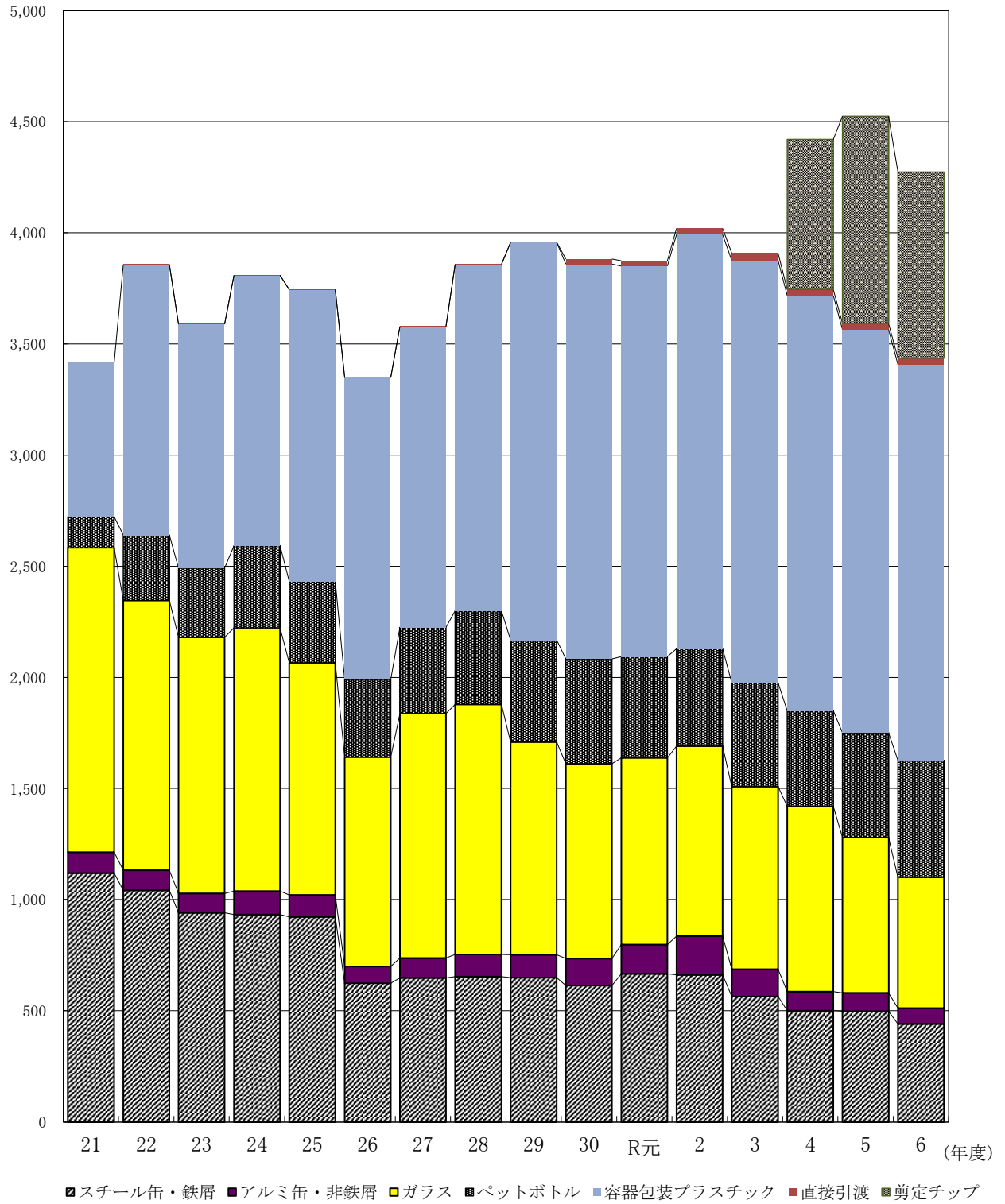
年度	スチール缶	鉄屑	アルミ缶	非鉄屑	ガラス			ペットボトル	容器包装 プラスチック	直接引渡	剪定チップ
					無色	茶色	その他				
21	352.39	768.03	56.84	36.69	258.50	248.61	862.43	140.26	691.02	—	—
22	330.29	711.98	50.31	39.56	204.17	226.74	783.79	294.45	1,215.73	1.65	—
23	295.29	645.54	49.41	38.19	182.69	211.41	757.98	311.02	1,097.14	1.19	—
24	286.44	646.68	62.46	42.93	213.11	243.91	728.15	368.58	1,216.61	0.53	—
25	249.82	673.20	57.34	41.54	188.12	216.59	639.54	366.22	1,311.74	0.74	—
26	217.57	407.19	45.96	29.28	169.15	185.69	586.44	349.24	1,357.65	3.01	—
27	214.95	433.69	57.70	31.35	175.52	206.40	717.27	388.32	1,352.95	1.20	—
28	209.88	444.65	65.56	33.31	174.92	205.14	745.60	420.45	1,557.54	1.34	—
29	186.39	462.96	61.79	40.92	151.83	180.26	625.54	458.66	1,788.53	0.87	—
30	166.23	447.67	65.91	55.05	136.49	177.18	563.61	471.07	1,776.78	22.39	—
R元	155.48	511.32	75.56	55.94	128.46	163.98	548.08	454.61	1,757.64	23.30	—
2	163.55	498.56	104.43	68.98	144.88	166.10	544.65	437.78	1,863.73	26.76	—
3	140.13	424.63	71.26	51.15	132.29	151.89	537.40	466.63	1,900.68	32.62	—
4	125.80	374.44	45.26	41.15	121.80	163.48	547.51	430.49	1,868.00	27.13	675.53
5	112.96	385.59	40.85	41.51	99.05	134.18	466.02	471.89	1,813.01	28.35	931.35
6	95.94	345.32	32.01	39.23	82.08	112.34	393.37	526.05	1,781.41	29.02	836.98

※平成20年度より、鉄は「スチール缶」及び「鉄屑」にて、アルミは「アルミ缶」及び「非鉄屑」にて、資源回収しています。

※直接引渡の品目は二次電池、危険物(消火器等)、蛍光管、小型家電です。

(t)

年度別 資源回収量



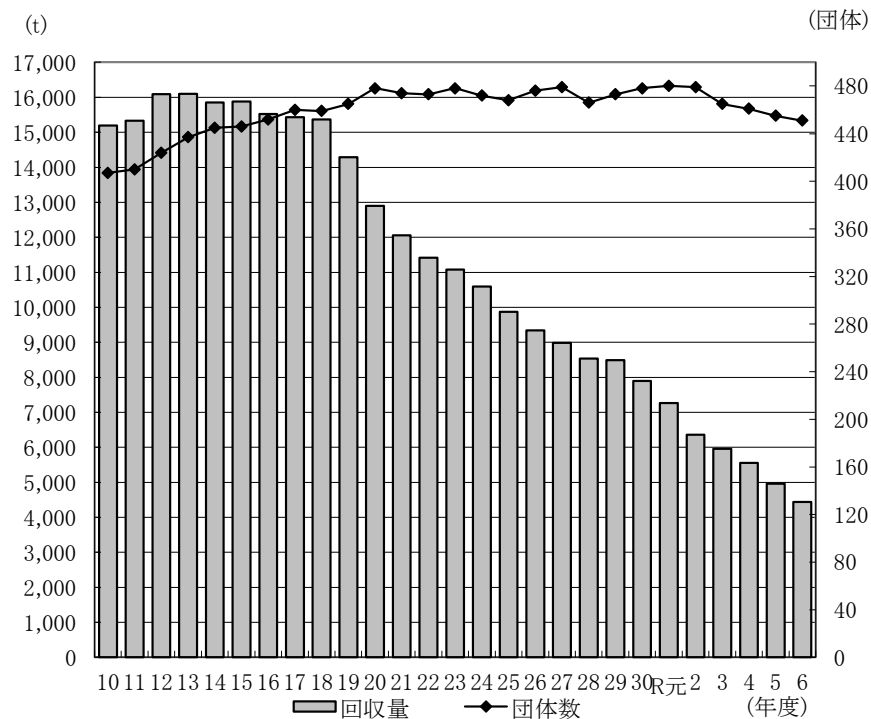
(9)有価物集団回収

再生資源の活用によるごみの減量化を図るため、昭和55年7月からあらかじめ市に登録をした有価物集団回収実施団体(町会、子供会、老人会等)に対し、各種再生資源の回収量に応じて1kgあたり5円の奨励金を交付している。

また、平成10年10月から古紙回収事業者に対し、段ボール1kgあたり1円、雑誌1kgあたり2円を限度に予算の範囲内で報償金を交付(平成16年10月から雑誌については、1kgあたり1円)していたが、平成19年9月回収分をもって廃止した。

年度別 有価物集団回収 実施団体数・回収量

年度	団体数	古紙類(t)	古布(t)	金属類(t)	合計(t)	前年比(%)
10	407	14,440	627	128	15,195	
11	410	14,606	592	134	15,332	100.9
12	424	15,249	677	168	16,094	105.0
13	437	15,320	642	141	16,103	100.1
14	445	15,108	608	137	15,853	98.4
15	446	15,126	609	144	15,879	100.2
16	452	14,771	617	137	15,525	97.8
17	460	14,609	617	206	15,432	99.4
18	459	14,541	629	202	15,372	99.6
19	465	13,517	636	132	14,285	92.9
20	478	12,213	575	114	12,902	90.3
21	474	11,343	586	125	12,054	93.4
22	473	10,746	545	130	11,421	94.7
23	478	10,378	588	111	11,077	97.0
24	472	9,942	534	115	10,591	95.6
25	468	9,256	508	104	9,868	93.2
26	476	8,794	438	111	9,343	94.7
27	479	8,469	450	67	8,986	96.2
28	466	8,015	462	59	8,536	95.0
29	473	7,918	503	66	8,487	99.4
30	478	7,379	461	60	7,900	93.1
R元	480	6,744	460	57	7,261	91.9
2	479	5,987	318	55	6,360	87.6
3	465	5,560	344	53	5,957	93.7
4	461	5,209	304	46	5,559	93.3
5	455	4,647	271	44	4,962	89.3
6	451	4,141	259	42	4,442	89.5



年度別 資源化量

(単位:t)

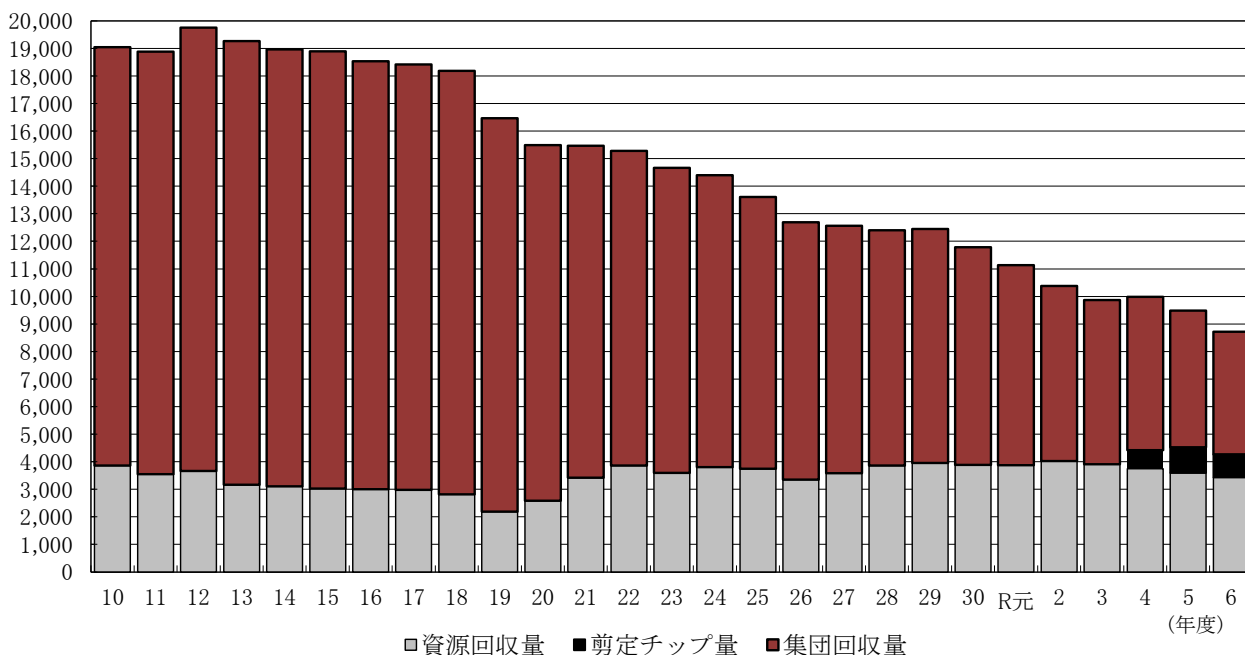
年度	資源化量			
	資源回収量	剪定チップ量	集団回収量	合計
10	3,856	—	15,195	19,051
11	3,550	—	15,332	18,882
12	3,661	—	16,094	19,755
13	3,165	—	16,103	19,268
14	3,106	—	15,853	18,959
15	3,021	—	15,879	18,900
16	3,006	—	15,525	18,531
17	2,983	—	15,432	18,415
18	2,813	—	15,372	18,185
19	2,184	—	14,285	16,469
20	2,589	—	12,902	15,491
21	3,415	—	12,054	15,469
22	3,859	—	11,421	15,280
23	3,590	—	11,077	14,667
24	3,809	—	10,591	14,400
25	3,745	—	9,868	13,613
26	3,351	—	9,343	12,694
27	3,579	—	8,986	12,565
28	3,859	—	8,536	12,395
29	3,958	—	8,487	12,445
30	3,882	—	7,900	11,782
R元	3,874	—	7,261	11,135
2	4,019	—	6,360	10,379
3	3,909	—	5,957	9,866
4	3,745	676	5,559	9,980
5	3,594	931	4,962	9,487
6	3,437	837	4,442	8,716

*集団回収量：こども会や町会等で回収した新聞、雑誌、古布等の量

*剪定チップ量：事業系一般廃棄物の剪定枝を破砕処理により資源化した量

*資源回収量：市で収集した資源物、複雑、粗大、容器包装プラスチック、ペットボトル等から回収した資源物の量

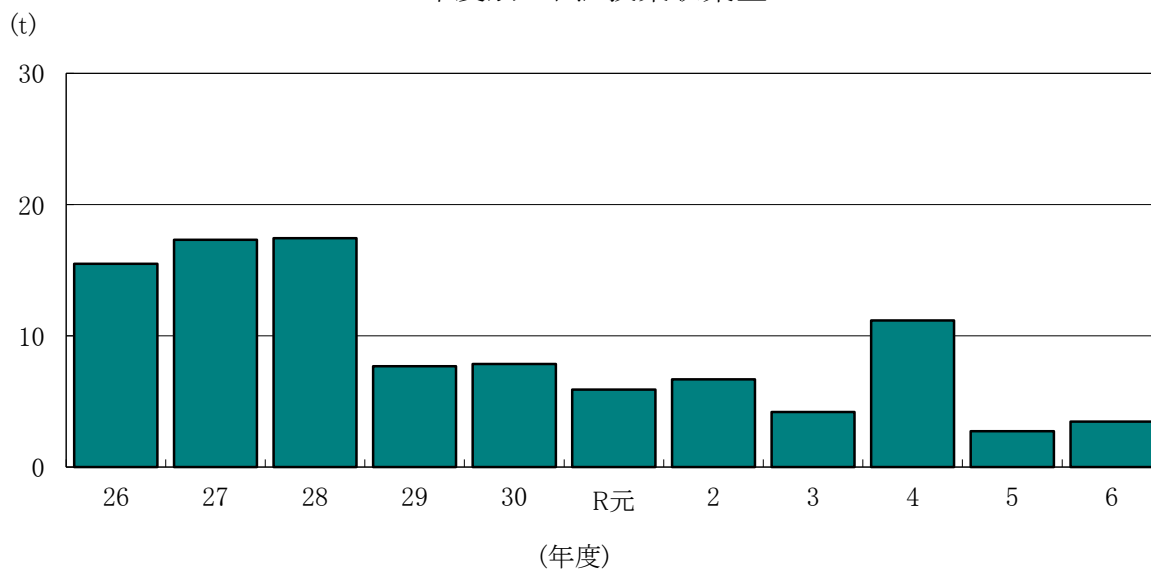
(t) 年度別 資源化量



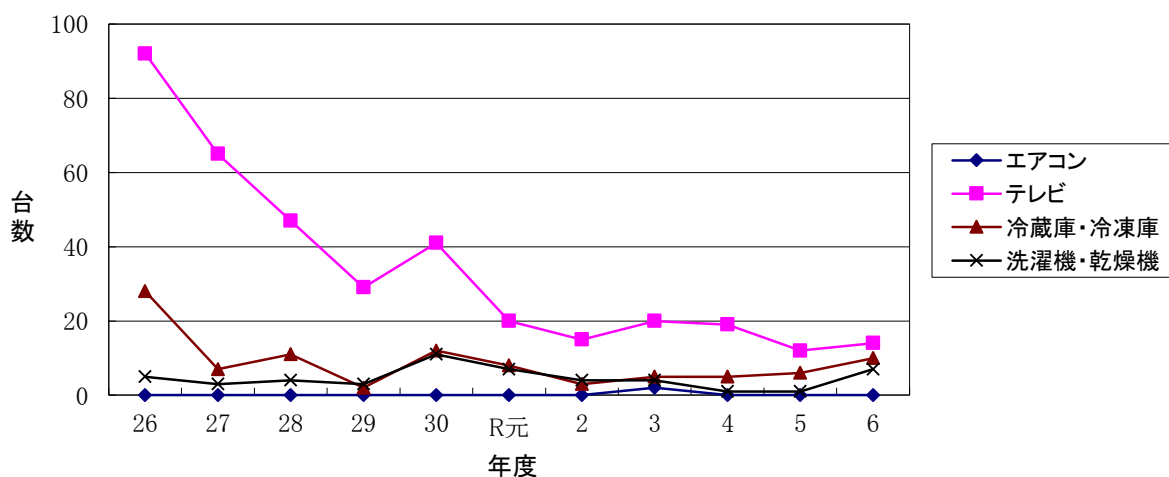
(10) 不法投棄収集

不法投棄については、市民の環境美化に対する意識の高揚を図り、関係機関との連絡を密にしながら、市民との監視協力等によりその防止に努め、根絶にむけて引き続き啓発活動を推進している。

年度別 不法投棄収集量



年度別リサイクル家電不法投棄台数



(11) 犬猫等の死体の処理

市民からの申込み又は通報の都度、死獣専用車で回収し、斎場で火葬処理をしている。

年度	処理件数	年度	処理件数	令和6年度 内訳	
27	2,714	2	2,509	飼育	野良
28	2,803	3	2,389	犬	0
29	2,821	4	2,298	猫	374
30	2,735	5	2,212	その他	586
R元	2,636	6	2,042		

* 斎場への直接持ち込み分を含む

(12) 組成分析調査結果

組成分析調査は、家庭より排出されるごみの排出状況の実態をごみの種類ごとに把握することにより、今後のごみの減量及び適正処理に係る施策、収集体制、施設整備等の検討の基礎資料とするため実施している。

※調査にあたっては、調査対象地域を定め、その地域から、必要サンプリング袋数を無作為に採取している。

※令和4年度以降継続調査している可燃ごみ、複雑ごみ、容器包装プラスチックについて調査結果(抜粋)を次ページ以降に記載。

調査項目

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃(燃やす)ごみ	○	○	○	○	○
資源物	○	○	×	×	×
複雑ごみ	○	○	○(項目変更あり)	○(項目変更あり)	○(項目変更あり)
埋立ごみ	○	○	×	×	×
容器包装プラスチック	○	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	×	×	×
簡易ガスボンベ・スプレー缶	○	○	×	×	×

サンプリング量

調査項目	1地区あたりのサンプリング袋数
可燃(燃やす)ごみ	70袋(予備20袋含む)
容器包装プラスチック	70袋(予備20袋含む)
複雑ごみ	70袋

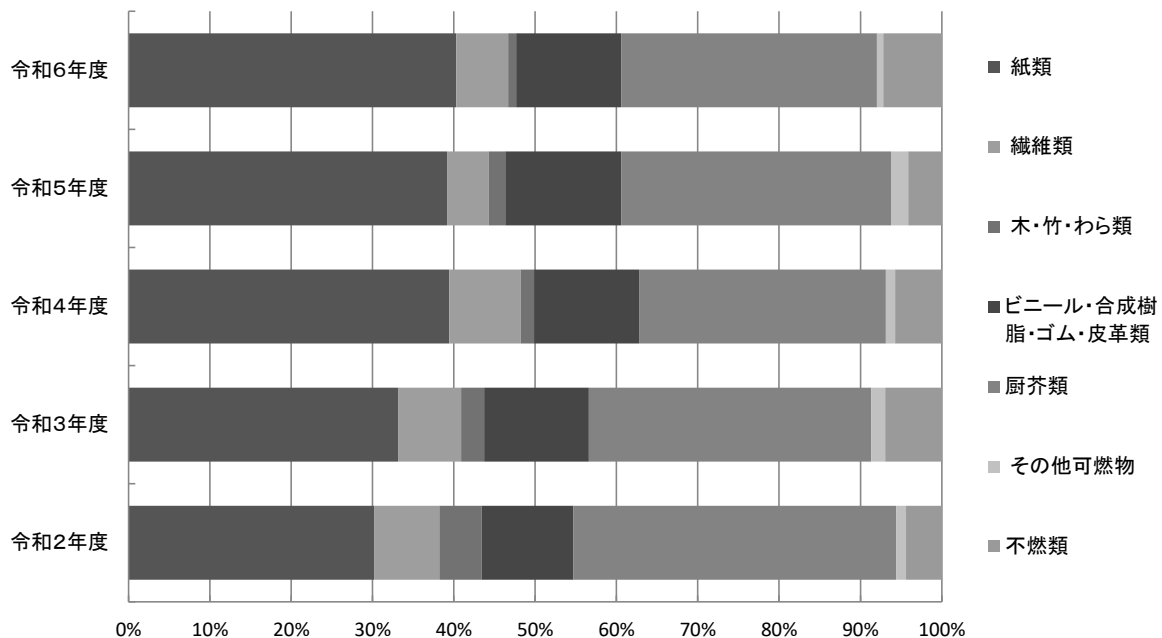
※令和4～6年度は、3地区を調査区としております。
(令和2・3年度は1地区で可燃ごみ120袋、容器包装プラスチック及び複雑ごみ110袋を調査)

① 可燃ごみ調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

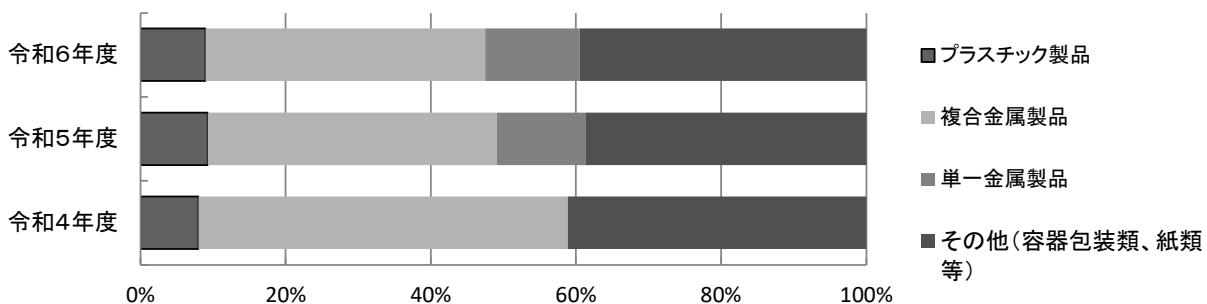
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃類	紙類	29.67	33.17	39.39	39.10	40.02
	（内リサイクル可能物）	10.47	15.14	19.93	15.90	16.75
	繊維類	7.91	7.75	8.76	5.08	6.32
	（内リサイクル可能物）	2.98	2.06	4.24	1.26	2.01
	木・竹・わら類	5.10	2.83	1.65	2.05	0.99
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	11.10	12.87	12.88	14.21	12.81
	（内リサイクル可能物）	7.02	8.48	8.23	9.36	8.90
	厨芥類	39.01	34.71	30.28	33.13	31.20
	（内食品ロス）	17.60	17.23	14.00	14.82	14.46
その他可燃物	1.21	1.70	1.13	2.10	0.75	
不燃類	鉄	0.50	0.22	0.16	0.26	0.33
	（内リサイクル可能物）	0.49	0.22	0.16	0.26	0.33
	アルミ	0.12	0.18	0.10	0.13	0.13
	（内リサイクル可能物）	0.04	0.05	0.01	0.02	0.03
	その他不燃物	1.46	3.42	3.16	1.37	4.14
	アルミを除く金属類	0.45	1.33	1.04	0.38	0.64
	貝類	1.43	1.24	1.10	1.14	1.07
	陶器・石類	0.06	0.05	0.05	0.29	0.01
	乾電池	0.03	0.03	0.02	0.03	0.06
	ガラス	0.25	0.50	0.09	0.51	0.77
（内リサイクル可能物）	0.15	0.49	0.07	0.46	0.44	
粗大ごみ類	1.70	0.00	0.20	0.22	0.75	
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

厨芥類	39.01	34.71	30.28	33.13	31.20
不燃類	4.30	6.97	5.72	4.11	7.15



② 複雑ごみ調査結果

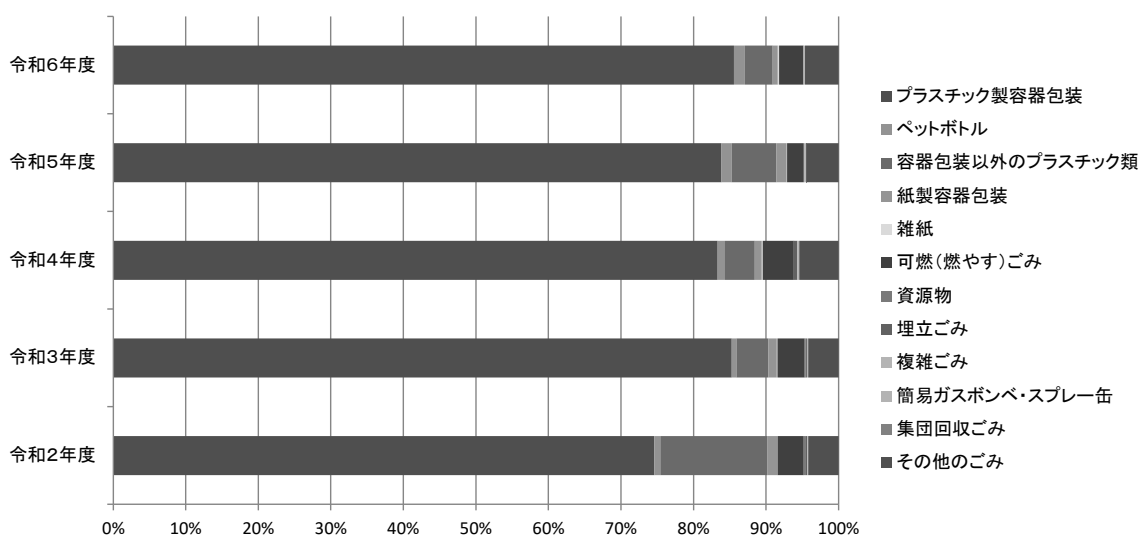
		組成割合（湿重量比）（%）			
項目	区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
プラスチック製品	食生活用品	小型	0.3%	1.0%	0.3%
		大型	0.4%	0.0%	0.0%
		計	0.7%	1.0%	0.3%
	日用品・文具	小型	3.1%	3.6%	3.1%
		大型	2.4%	0.8%	4.5%
		計	5.5%	4.4%	7.6%
	おもちゃ	小型	1.1%	2.0%	0.3%
		大型	—	0.8%	0.0%
		計	1.1%	2.8%	0.3%
	その他（解体物等）	小型	—	0.2%	0.0%
		大型	0.1%	0.1%	0.0%
		計	0.1%	0.3%	0.0%
	使い捨てライター	小型	0.3%	0.2%	0.3%
	12品目	かみそり	小型	0.2%	0.0%
ハンガー		小型	0.1%	0.6%	0.5%
	小型計	5.1%	7.6%	4.5%	
	大型計	2.9%	1.7%	4.5%	
	小計	8.0%	9.3%	9.0%	
複合金属製品	小型家電	小型家電	31.4%	24.0%	22.0%
		リチウムイオン バッテリー内蔵	—	0.6%	2.7%
		電子たばこ	—	0.3%	—
		その他充電式小型 家電（不明含む）	—	0.7%	—
		計	31.4%	25.7%	24.6%
	複合金属製品（傘等）	小型	12.8%	13.9%	2.6%
		大型	6.7%	0.1%	11.3%
		計	19.5%	14.1%	13.9%
	小計	50.9%	39.8%	38.5%	
単一金属製 小計	小型計	—	11.7%	7.8%	
	大型計	—	0.5%	5.2%	
	小計	—	12.2%	13.0%	
危険物（包丁等）			—	0.5%	0.0%
指定ごみ袋			—	1.4%	1.9%
その他（容器包装類、紙類等）			41.1%	36.8%	37.6%
合 計			100.0%	100.0%	100.0%



③容器包装プラスチック調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
プラスチック製容器包装	容器	きれい	35.70	42.65	38.96	38.47	40.72
		ふた・ラベル付	2.32	3.91	4.33	6.46	5.22
		かなり汚い	4.65	1.65	1.79	0.37	2.48
		42.67	48.21	45.08	45.30	48.42	
	チューブ・スクイーズ等	きれい	0.02	0.11	0.04	0.07	0.27
		ふた・ラベル付	0.00	0.16	0.04	0.64	0.18
		かなり汚い	0.10	0.17	0.10	0.05	0.35
			0.12	0.44	0.18	0.76	0.80
	袋	きれい	26.93	33.01	33.64	33.80	31.93
		ふた・ラベル付	-	-	-	-	-
		かなり汚い	0.88	0.52	0.55	0.25	1.22
		27.81	33.53	34.19	34.05	33.15	
	その他	きれい	3.94	3.05	3.85	3.73	3.16
		ふた・ラベル付	-	-	-	-	-
		かなり汚い	0.04	0.05	0.04	0.00	0.04
	3.98	3.10	3.89	3.73	3.20		
	きれい	66.59	78.82	76.49	76.07	76.08	
	ふた・ラベル付	2.32	4.07	4.37	7.10	5.40	
	かなり汚い	5.67	2.39	2.48	0.67	4.09	
	小計	74.58	85.28	83.34	83.84	85.57	
混入ごみ							
分別収集対象以外	ペットボトル	0.87	0.64	0.99	1.45	1.48	
	容器包装以外のプラスチック類	14.74	4.39	4.10	6.10	3.85	
	小計	15.61	5.03	5.09	7.55	5.33	
	紙製容器包装	1.34	1.18	1.00	1.48	0.68	
	雑紙	0.06	0.07	0.14	0.04	0.19	
混入ごみ	可燃（燃やす）ごみ	3.61	3.78	4.26	2.21	3.30	
	資源物	0.31	0.10	0.01	0.00	0.06	
	埋立ごみ	0.16	0.19	0.48	0.13	0.02	
	複雑ごみ	0.13	0.19	0.27	0.26	0.20	
	簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	集団回収ごみ	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	
	小計	4.21	4.26	5.02	2.64	3.58	
	その他のごみ	4.20	4.18	5.41	4.45	4.62	
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	



3 処理施設

(1) 焼却施設

本市は単独の焼却施設を保有せず、大阪府ごみ処理広域化計画における大阪ブロックである大阪市、八尾市、松原市の3市で設立した大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の八尾工場において可燃性の廃棄物を共同処理している。令和元年10月には、守口市が加入し、大阪広域環境施設組合に改称し、令和2年4月から、4市で共同処理している。

名 称	大阪広域環境施設組合八尾工場
所 在 地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷 地 面 積	40,100 m ²
竣 工	平成7年3月
総 工 費	約290億円
焼 却 能 力	基準能力 600 t / 24時間



(2) 中間処理施設

市内のごみの適正処理施設としての中心的役割を担う一般廃棄物の中間処理をする施設であり、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、粗大ごみなどを資源化に向けて処理している。

名 称	八尾市立リサイクルセンター	
所 在 地	八尾市曙町二丁目 11 番地	
敷 地 面 積	7,676 m ²	
竣 工	平成 21 年 3 月	
総 工 費	総工費 30 億 5,431 万円	
施 設	○工場棟 施 設 概 要：粗大ごみ破碎施設 32 t / 日 資源ごみ選別施設 14 t / 日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日 ペットボトル圧縮梱包施設 2 t / 日 受入供給設備：ピットアンドクレーン 破 碎 機 形 式：せん断破碎式及び衝撃回転破碎式 選 別 設 備：機械選別・手選別併用 集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用	
	○学習プラザ「めぐる」 主な機能：展示・図書コーナー、見学コース、 環境シアター、研修室 屋 上：緑地、太陽光発電パネル	



(3) 最終処分施設

「埋立ごみ」等を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し、埋立処分している。

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八尾市上尾町九丁目 36 番地
敷 地 面 積	19,733m ²
埋 立 地 面 積	12,300m ²
全 体 容 量	70,000m ³
残 余 容 量	33,917m ³ 令和6年度埋立量 823m ³ (覆土を含む)
竣 工	平成8年3月
総 工 費	14億8,119万6千円



4 車両

保有車両一覧

(令和7年4月1日現在)

車種	積載量	台数	用途	天然ガス自動車
① 特殊架装車				
パッカー	2.00t	33	一般収集用	2
	3.00t	6	集合住宅用	
プレスパッカー	2.00t	4	粗大ごみ収集用	
	3.00t	2	粗大ごみ収集用	
リレーパック	2.00t	3	破碎ごみ運搬専用	
	5.00t	1	破碎ごみ運搬専用	
② 無蓋トラック				
ダンプ・トラック	2.00t	2	臨時不法投棄収集用	
	4.00t	1	事業系一般廃棄物運搬用	
③ 重機類				
クレーン車(バケット付)		1	臨時不法投棄処理用	
④ 軽四輪車				
軽四輪トラック	0.35t	1	死獣収集用	
	0.35t	2	防疫用	
軽四輪ダンプ	0.35t	10	細街路収集用	
軽四輪バン		7	啓発・連絡用等	
⑤ 普通車		1	防疫用	
合計		74		2



5 ごみ減量・リサイクル啓発事業

(1) 8種分別・指定袋制

全市民の協力のもと、平成21年10月から8種分別・指定袋制（指定袋については、「可燃（燃やす）ごみ」「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「資源物」「埋立」「複雑」の6種類、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」は4月から）を実施し、選別作業の軽減と選別精度の向上を図り、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。

① 家庭用指定袋

「ごみの排出1回1袋」を基本とし、可燃（燃やす）ごみ袋（35リットル）52枚、容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋（45リットル）32枚、資源物・複雑・埋立兼用袋（35リットル）18枚の基本セット（半年分）を年2回、自治振興委員会の協力を得て、自治会、町会の組・班長を通じ、各世帯に配付している。自治会が組織されていない共同住宅等については、家主・管理人等を通じて配付し、その他、自治会に加入していない市民については、市役所・出張所等にて個別に配付している。

可燃調整袋について、家族人数が多い世帯、乳幼児や介護等が必要な者がいて希望する世帯に加配している。また、年1回、全世帯を対象とした年末年始等に備えた特別配付を実施している。



乳白色 黄緑柄
52cm×87cm

半透明 桃色柄
65cm×85cm

透明 水色柄
50cm×75cm

◆指定袋の主な変更点◆

- 平成20年4月分から基本セット内の資源物袋を14枚から12枚、複雑袋・埋立袋を6枚から3枚に変更。
- 平成22年10月分からペットボトル袋の容量を35リットルから45リットルに変更。
- 平成24年10月分から基本セット内の容器包装プラスチック袋を12枚から26枚に変更。
- 平成28年10月分から可燃袋を45リットルから35リットルに変更。容器包装プラスチック袋とペットボトル袋を容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋とし、資源物袋、複雑袋、埋立袋を資源物・複雑・埋立兼用袋とした。また、変更に伴い、色・デザインを一新した。
- 平成29年10月分から可燃袋は結びしろをつけた形状に変更。

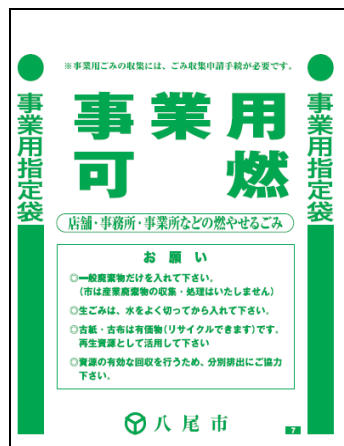
② 地域活動用指定袋

地域住民の清掃奉仕活動等により生じたごみの排出については、地域活動用指定袋（45リットル）を用いることとし、各地区の自治振興委員を通じて配付を行っている。
 ※平成22年10月分より「公衆用指定袋（45リットル）」から「地域活動用指定袋（45リットル）」に変更。



③ 事業用指定袋

ごみの排出量が少量等の理由で事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約が困難なため、市に収集申込みをした事業者のごみ排出については、可燃（45リットル）、資源、複雑、埋立（いずれも35リットル）の事業用指定袋を用いる（有料）。



乳白色 緑色柄
65cm×85cm



透明 青色柄
50cm×75cm



透明 赤色柄
50cm×75cm



透明 茶色柄
50cm×75cm

(2) 事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度

事業系ごみの減量及び資源化が図られるように、平成18年6月より事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度を実施している。

年度	許可業者数
平成18年6月（許可制度運用開始時）	71
平成20年3月31日現在	51
平成21年3月31日現在	46
平成22年3月31日現在	43
平成23年3月31日現在	40
平成24年3月31日現在	39
平成25年3月31日現在	36
平成26年3月31日現在	36
平成27年3月31日現在	31
平成28年3月31日現在	30
平成29年3月31日現在	29
平成30年3月31日現在	28
平成31年3月31日現在	28
令和2年3月31日現在	28
令和3年3月31日現在	27
令和4年3月31日現在	27
令和5年3月31日現在	27
令和6年3月31日現在	27
令和7年3月31日現在	27

(3) 家庭用生ごみ処理機購入あっせん

令和4年度から家庭用生ごみ処理機購入のあっせん協定を締結し、家庭から排出される生ごみの減量やリサイクル推進のため、生ごみ処理機の購入あっせんを実施している。

6 あき地の適正管理指導業務

(1) 令和6年度 あき地の指導状況

	指 導 件 数		指 導 件 数
電 話 連 絡	4	継 続 指 導	0
文 書 通 知	34	代 執 行	0
文 書 勸 告	0	受 忍 限 度 内	0
地 主 訪 問	1	計	39

(2) 令和6年度 草刈り機貸し出し状況

草刈機保有台数 15台 貸出件数62件 (貸出延べ台数 729台)

7 防疫業務

清潔で住みよいまちづくりをめざし、蚊媒介感染症の予防を図るため、主に蚊やハエの駆除や発生抑制を目的とした、防疫対策を実施している。

主な活動として、年間を通して蚊、ハエ等衛生害虫の発生源である公共水路敷きや公園の雨水枡への薬剤散布を実施している。

また、害虫駆除活動を実施する地区・町会に対して、薬剤の無償交付を実施している。

8 環境教育

平成 16 年 5 月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。

年度	保育所（園） 幼稚園	小学校	放課後児童室等	中学校、その他	年度計
17	12 園	7 校	10 校		29 校園
	1,106 名	514 名	427 名		2,047 名
18	13 園	17 校	7 校		37 校園
	1,560 名	1,366 名	373 名		3,299 名
19	13 園	14 校	12 校	2 箇所	41 校園
	1,468 名	861 名	520 名	127 名	2,976 名
20	11 園	16 校	13 校	4 箇所	44 校園
	1,242 名	1,174 名	767 名	258 名	3,441 名
21	2 園	22 校	1 校	6 箇所	31 校園
	240 名	2,233 名	30 名	2,010 名	4,513 名
22	10 園	26 校	2 校	3 箇所	41 校園
	1,176 名	2,615 名	100 名	502 名	4,393 名
23	14 園	17 校	1 校	3 箇所	35 校園
	1,371 名	1,583 名	40 名	397 名	3,391 名
24	11 園	28 校	0 校	6 箇所	45 校園
	1,369 名	2,615 名	0 名	966 名	4,950 名
25	11 園	28 校	0 校	8 箇所	47 校園
	1,361 名	2,445 名	0 名	1516 名	5,322 名
26	11 園	25 校	0 校	9 箇所	45 校園
	1,294 名	2,184 名	0 名	2,882 名	6,360 名
27	12 園	25 校	0 校	7 箇所	44 校園
	1,569 名	1,953 名	0 名	1,264 名	4,786 名
28	12 園	26 校	0 校	11 箇所	49 校園
	1,448 名	2,103 名	0 名	1,970 名	5,521 名
29	11 園	27 校	0 校	6 箇所	44 校園
	1,204 名	2,190 名	0 名	1,109 名	4,503 名
30	13 園	28 校	0 校	12 箇所	53 校園
	1,220 名	2,267 名	0 名	4,683 名	8,170 名
R元	9 園	27 校	1 校	12 箇所	49 校園
	1,362 名	2,099 名	130 名	5,216 名	8,807 名
2	3 園	2 校	0 校	0 箇所	5 校園
	375 名	131 名	0 名	0 名	506 名
3	0 園	0 校	0 校	0 校	0 校
	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
4	0 園	29 校	0 校	4 箇所	33 校園
	0 名	2,031 名	0 名	431 名	2,462 名
5	0 園	28 校	0 校	8 箇所	36 校園
	0 名	2,114 名	0 名	1,029 名	3,143 名
6	8 園	29 校	0 校	8 箇所	45 校園
	1,436 名	2,071 名	0 名	837 名	4,344 名

※校（園）数及び参加人数は延べ数

※令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事業の実施を見送った。

し尿処理事業等

1 し尿処理

(1) 汲取・浄化槽・下水道の人口推計 (令和7年4月1日現在)

年度	人口	汲取	浄化槽	下水道
6	258,285人	5,216人	16,270人	236,799人
	100.00%	2.02%	6.30%	91.68%

(2) 浄化槽汚泥の処理

本市では、浄化槽汚泥の清掃及び収集運搬を下記の業者に許可しており、衛生処理場で処理している。

許可業者名	所在地	許可開始年度
(株) 八尾市清協	八尾市福万寺町七丁目 56 番地の 1	昭和 43 年度
八尾市浄化槽清掃センター(株)	八尾市教興寺六丁目 100 番地	昭和 43 年度
八光興業(株)	八尾市本町六丁目 14 番 8 号	昭和 47 年度
新生和光(株)	八尾市沼二丁目 135 番地	昭和 55 年度
畑中浄化槽管理センター	八尾市恩智中町一丁目 165 番地	昭和 58 年度
(株) 阪南企業高安清掃土木	八尾市恩智中町一丁目 212 番地	昭和 58 年度

(3) 公衆便所の管理

常光寺門前、近鉄八尾駅高架下の2ヶ所で、いずれも水洗化済。



常光寺門前



近鉄八尾駅高架下

(4) し尿収集運搬業務

本市では、住民の生活環境の保全及び、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする(財)八尾市清協公社を昭和50年8月に設立し、以来し尿収集運搬及びし尿汲取手数料の集金事務を平成29年3月31日まで委託していたが、平成29年4月1日から直営で行なっている。

令和6年度は、職員数49人、バキューム車19台の体制で、各戸2週間に1回の定期汲取、臨時汲取、下水道等へ移行時の最終汲取及び大雨等による災害時の緊急汲取等を行っている。

(単位：円)

年度	歳出 (委託料)	歳入 (手数料)
27	422,811,360	71,145,820
28	274,026,240	66,320,640
29	—	60,939,440
30	—	59,442,640
R元	—	57,057,520
2	—	54,182,600
3	—	52,800,240
4	—	49,822,520
5	—	47,722,960
6	—	46,840,360

年 度	人口 (人)			世帯数 (世帯)			収集 (kl・台)		職員数 (人)
	市域	汲取	率	市域	汲取	率	量	車輛	
21	272,024	23,229	9%	117,973	8,356	7%	24,130	20	58
22	271,505	21,786	8%	119,023	7,781	6%	21,566	19	55
23	271,066	18,844	7%	120,090	7,248	6%	20,073	20	49
24	270,029	15,710	6%	119,544	6,629	6%	18,536	20	48
25	269,759	13,207	5%	120,369	6,003	5%	17,210	19	47
26	269,068	11,913	4%	121,086	5,415	4%	15,891	19	46
27	268,755	11,011	4%	121,961	5,005	4%	15,306	19	37
28	268,013	10,164	4%	122,881	4,620	4%	14,224	19	24
29	267,080	9,164	3%	123,596	4,241	3%	14,306	18	57
30	266,593	8,555	3%	124,514	3,996	3%	15,786	18	55
R元	265,908	7,990	3%	125,624	3,768	3%	13,990	19	54
2	264,867	7,645	3%	126,462	3,650	3%	13,314	26	56
3	262,875	7,097	3%	126,596	3,418	3%	12,804	24	56
4	261,197	6,712	3%	127,300	3,271	3%	11,452	23	53
5	260,074	6,107	2%	128,254	3,009	2%	11,395	23	54
6	258,285	5,216	2%	128,639	2,854	2%	10,874	19	49

※27年度・28年度の汲取人口、汲取世帯数、収集量、車輛台数は、市直營業務と清協公社業務を合算している。職員数は、28年度までは清協公社の人数、29年度からは直営の人数。

2 衛生処理場

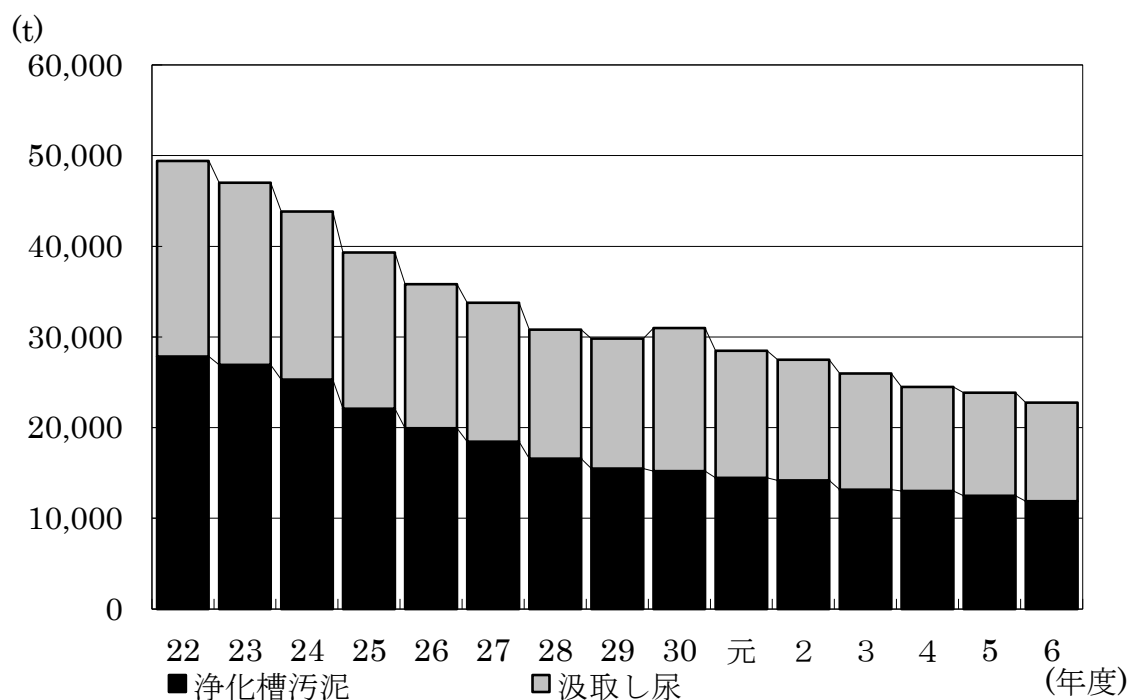
(1) 施設の概要

名 称	八尾市立衛生処理場
所 在 地	八尾市上尾町八丁目 24 番地の 1
敷 地 面 積	16,105 m ²
竣 工	平成 7 年 3 月
総 工 費	約 61 億 2,850 万円
処 理 方 式	生物学的脱窒素処理方式（高負荷脱窒素処理方式） ○生物学的脱窒素処理方式とは し尿の汚濁物質である有機物や窒素化合物を効率よく除去するもので、標準脱窒素処理方式と高負荷脱窒素処理方式がある。高負荷脱窒素処理方式では、プロセス用水以外の希釈水を使用せず、無希釈処理をおこなうため、放流量も少なく、処理量の 2 倍程度にしかない。
処 理 能 力	275 キロリットル／日



(2) 年度別 汲取し尿・浄化槽汚泥搬入量

年度	汲取し尿		浄化槽汚泥		合計	
	搬入量(t)	対前年比(%)	搬入量(t)	対前年比(%)	搬入量(t)	対前年比(%)
22	21,566	89.4	27,836	93.4	49,402	91.6
23	20,073	93.1	26,932	96.8	47,005	95.1
24	18,536	92.3	25,291	93.9	43,827	93.2
25	17,210	92.8	22,101	87.4	39,311	89.7
26	15,891	92.3	19,921	90.1	35,812	91.1
27	15,306	96.3	18,457	92.7	33,763	94.3
28	14,224	92.9	16,572	89.8	30,796	91.2
29	14,306	100.6	15,496	93.5	29,802	96.8
30	15,786	110.3	15,210	98.2	30,996	104.0
元	13,990	88.6	14,475	95.2	28,465	91.8
2	13,314	95.2	14,177	97.9	27,491	96.6
3	12,804	96.2	13,160	92.8	25,964	94.4
4	11,452	89.4	13,021	98.9	24,473	94.3
5	11,395	99.5	12,468	95.8	23,863	97.5
6	10,874	95.4	11,893	95.4	22,767	95.4



3 斎場及び市立墓地

(1) 斎場

名 称	八尾市立斎場
所 在 地	八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3
敷 地 面 積	6,041.55 m ²
竣 工	平成 13 年 11 月
総 事 業 費	約 23 億 5,198 万円 (用地費を除く)



(2) 令和 6 年度 火葬等件数

	遺 体			身体の 一 部	安 置	
	12 歳以上	12 歳未満	死産児			
市 内	3,170	3	25	4	31	
市 外	大 阪 市	433	0	5	1	0
	東大阪市	4	0	0	3	0
	柏 原 市	23	0	0	2	0
	そ の 他	111	2	1	1	0
合 計	3,741	5	31	11	31	

(3) 市立墓地

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	区 画 数
久宝寺墓地	八尾市北久宝寺三丁目 50 番地	3,030.0	1,584
龍華墓地	八尾市南植松町三丁目 43 番地	3,527.8	1,668
西郡新墓地	八尾市高砂町一丁目 8 番地	1,311.4	252
安中墓地	八尾市南本町九丁目 22 番地	3,564.0	370



久宝寺墓地



龍華墓地



西郡新墓地



安中墓地

(4) 納骨堂

名 称	八尾市立納骨堂
所 在 地	八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3 市立斎場 2 階
床 面 積 等	床面積 136 m ² 祭壇・アルミ製 5 段の納骨壇 480 壇 間接参拝方式
竣 工	平成 17 年 1 月 26 日



南側の祭壇



北側の祭壇

令和7年度 八尾市清掃事業

令和8年3月発行

刊行物番号 R7-228

〒581-0017 大阪府八尾市高美町五丁目2番2号 八尾市清掃庁舎内

八尾市環境部

循環型社会推進課 減量推進係

TEL: 072 (924) 3866

FAX: 072 (923) 7135

e-mail: junkan@city.yao.osaka.jp

一般廃棄物指導室

TEL: 072 (994) 1436 (※FAX番号は、減量推進係と同じ)

e-mail: ipai@city.yao.osaka.jp

産業廃棄物指導室

TEL: 072 (924) 3772・(924) 3775

(※FAX番号は、減量推進係と同じ)

e-mail: sanpai@city.yao.osaka.jp

環境事業課 業務推進係

TEL: 072 (991) 6254

FAX: 072 (999) 4625

e-mail: kankyujigyoka@city.yao.osaka.jp

粗大ごみ受付センター

TEL: 0800 (222) 9966 (通話料無料)

※携帯電話・PHS・一部のIP電話からは、

072 (923) 9966 (通話料が必要)

FAX: 072 (923) 0030

〒581-0026 大阪府八尾市曙町二丁目11番 八尾市立リサイクルセンター内

環境施設課 施設管理係

TEL: 072 (991) 7362・(992) 2139

FAX: 072 (929) 9367

e-mail: kanyousisetuka@city.yao.osaka.jp

八尾市立リサイクルセンター

TEL: 072 (992) 2060

八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」

TEL: 072 (994) 0564

八尾市一般廃棄物最終処分場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町九丁目36番地

TEL: 072 (993) 1767

八尾市立斎場

〒581-0091 大阪府八尾市南植松町三丁目50番地の3

TEL: 072 (923) 1493

FAX: 072 (992) 9666

八尾市立衛生処理場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町八丁目24番地の1

TEL: 072 (922) 3236 FAX: 072 (924) 4183

八尾市環境衛生庁舎

〒581-0844 大阪府八尾市福栄町四丁目42番地の1

TEL: 072 (997) 2760 FAX: 072 (923) 6682